

令和元年度地域再生計画の評価等に関する調査
報告書

令和2年 3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| I. | プロジェクトの概要 | 1 |
| II. | 現行計画に関する調査 | 5 |
| 1. | 現行計画の地方版総合戦略との連動状況 | 6 |
| 2. | 現行計画作成における地域のニーズの把握状況 | 7 |
| 3. | 現行計画の目標 | 8 |
| (1) | 現行計画の目標の設定状況 | 8 |
| (2) | 現行計画の目標の種類 | 8 |
| 4. | 現行計画の目標達成状況 | 9 |
| (1) | 現行計画の目標達成状況 | 9 |
| (2) | 計画期間が平成31年3月までの現行計画の目標達成状況 | 10 |
| (3) | 現行計画の目標達成見込み | 11 |
| (4) | 現行計画の目標値未達成の理由 | 11 |
| (5) | 「その他の外的要因」の内容 | 12 |
| 5. | 現行計画の効果の検証・評価 | 13 |
| (1) | 現行計画の評価（事業効果の検証）実施状況 | 13 |
| (2) | 現行計画の評価の実施時期 | 13 |
| (3) | 現行計画の評価の実施主体 | 14 |
| (4) | 現行計画の事業内容の見直し等による改善の状況 | 14 |
| (5) | 現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無 | 15 |
| (6) | 現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の内容 | 15 |
| (7) | 現行計画の計画変更を行っていない場合の事業内容の見直しの内容 | 16 |
| 6. | 現行計画の計画期間終了後の取組 | 17 |
| (1) | 計画期間が平成31年3月までの現行計画の進捗状況 | 17 |
| (2) | 遅延・完了できなかった理由 | 17 |
| (3) | 現行計画の計画期間終了後の取組 | 18 |
| (4) | 現行計画の後続の地域再生計画 | 19 |
| 7. | 地域再生協議会について | 20 |
| (1) | 現行計画の地域再生協議会の設置状況 | 20 |
| (2) | 地域再生協議会の構成員 | 21 |
| (3) | 地域再生協議会の開催頻度 | 21 |
| (4) | 地域再生協議会の主な議題 | 23 |
| (5) | 計画期間終了後の地域再生協議会の運営 | 24 |
| 8. | 現行計画の支援措置の活用状況 | 25 |
| (1) | 現行計画内に記載している支援措置以外に活用している国の支援措置 | 25 |
| (2) | 地方創生整備推進交付金の活用状況 | 27 |
| (3) | 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生利子補給金の活用状況 | 30 |
| III. | 終了計画に関する調査 | 34 |

| | | |
|------------|--------------------------------------|-----------|
| 1. | 終了計画の目標達成状況..... | 35 |
| 2. | 終了計画の評価の実施状況..... | 35 |
| 3. | 終了計画の評価の実施時期..... | 36 |
| 4. | 終了計画の評価の実施主体..... | 36 |
| 5. | 終了計画の評価の公表状況..... | 37 |
| 6. | 終了計画の計画期間終了後の取組..... | 37 |
| 7. | 終了計画の後続の地域再生計画の作成（予定）状況..... | 38 |
| IV. | 認定団体に関する調査..... | 40 |
| 1. | 地域再生推進法人について..... | 41 |
| (1) | 地域再生推進法人の指定状況..... | 41 |
| (2) | 地域再生推進法人の法人格..... | 41 |
| (3) | 地域再生推進法人の事業概要..... | 42 |
| 2. | 今後の地域再生計画の作成について..... | 43 |
| (1) | 今後の地域再生計画作成の予定..... | 43 |
| (2) | 今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置..... | 44 |
| (3) | 地域再生計画認定申請マニュアルについて..... | 45 |
| (4) | 地域再生計画作成の難易度..... | 47 |
| (5) | 地域再生制度全般への意見・要望..... | 47 |
| V. | 単独計画未作成団体に関する調査..... | 48 |
| 1. | 共同申請による認定地域再生計画に参画するに至った経緯・理由等..... | 49 |
| 2. | 共同申請による認定地域再生計画の事業構想の立案時における役割..... | 49 |
| 3. | 共同申請による認定地域再生計画の事業実施における役割..... | 50 |
| 4. | 共同申請による認定地域再生計画の事業を行ったことによるメリット..... | 50 |
| 5. | 今後、単独で地域再生計画を作成する見込み..... | 51 |
| 6. | 単独で地域再生計画を「作成する見込みがある」計画の概要..... | 51 |
| 7. | 単独で地域再生計画を「作成する見込みがない」理由..... | 51 |
| 8. | 地域再生計画を「現時点では単独で作成したいと思わない」理由..... | 52 |

留意事項

1. 報告書中の (n) はアンケート調査の設問に対する有効回答数で、100%が何件の回答に相当するのかわを示す割合算出の基数となるものである。
2. 複数回答方式の設問に対する回答の結果数値 (%) については、回答数 (n) に対する割合を示しているため、その合計が100%を超える場合がある。
3. 結果数値 (%) は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。
4. グラフの一部では回答数0 (0.0%) を省略しているものがある。

I. プロジェクトの概要

1. 調査の目的

地域再生に資する施策の評価及び検討を行うため、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画を作成し、又は計画策定事業を活用した地方公共団体に対し、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置等に関する事項について、調査を実施した。

2. 用語について

本調査の報告書における用語の使用については、以下のとおりとする。

【調査対象の計画等について】

- 現 行 計 画：平成31年3月31日時点で活用されている計画
(当該時点で計画期間が終了するものを含む)
- 終 了 計 画：平成27年度～平成29年度に計画期間が終了した計画
- 認 定 計 画：現行計画及び終了計画の総称

【調査対象の地方公共団体について】

- 現 行 団 体：現行計画に係る認定地方公共団体
- 終 了 団 体：終了計画に係る認定地方公共団体
- 認 定 団 体：現行団体及び終了団体の総称
- 単 独 計 画 未 作 成 団 体：複数の地方公共団体の共同申請による地域再生計画を作成し、認定を受けている地方公共団体であり、かつ、当該地方公共団体単独での地域再生計画を令和元年11月時点で作成していない地方公共団体

3. 調査対象数及び回収状況

| | 調査対象数 | 回収数 | 回収率 |
|---------------------|--------|--------|-------|
| ① 現 行 計 画 | 5,123件 | 5,116件 | 99.9% |
| ② 終 了 計 画 | 218件 | 217件 | 99.5% |
| ③ 認 定 団 体 | 1,365件 | 1,364件 | 99.9% |
| ④ 単 独 計 画 未 作 成 団 体 | 169件 | 87件 | 51.5% |

4. 調査実施期間

- 現行計画に関する調査：令和元年12月10日（火）～令和2年1月31日（金）
- 終了計画に関する調査：同上
- 認定団体に関する調査：同上
- 単独計画未作成団体に関する調査：令和元年12月23日（月）～令和2年1月31日（金）

5. 調査回答時点

令和元年11月末時点

6. 調査方法

現行計画、終了計画及び認定団体に関する調査については、Webブラウザ上で回答する形式で行った。ただし、調査対象者側のインターネット環境等の要因により、Webブラウザ上での回答が困難な場合には、調査対象者にMicrosoft Excelを用いた調査票を送付し回収を行った。

また、単独計画未作成団体に関する調査については、調査票を郵送し、郵送・FAX・eメールにより回収した。

7. 調査項目

(1) 現行計画に関する調査 調査項目一覧

1. 計画の作成について
2. 計画の進捗状況の把握について
3. 計画の効果の検証、評価について
4. 計画期間終了後の取組について
5. 地域再生協議会について
6. 活用している支援措置について
7. 地方創生整備推進交付金（旧地域再生基盤強化交付金を含む）の活用状況について
8. 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生利子補給金の活用状況について

(2) 終了計画に関する調査 調査項目一覧

1. 計画の目標達成状況の確認について
2. 計画の評価について
3. 計画期間終了後の取組について

(3) 認定団体に関する調査 調査項目一覧

1. 地域再生推進法人について
2. 地域再生計画の作成について

(4) 単独計画未作成団体に関する調査 調査項目一覧

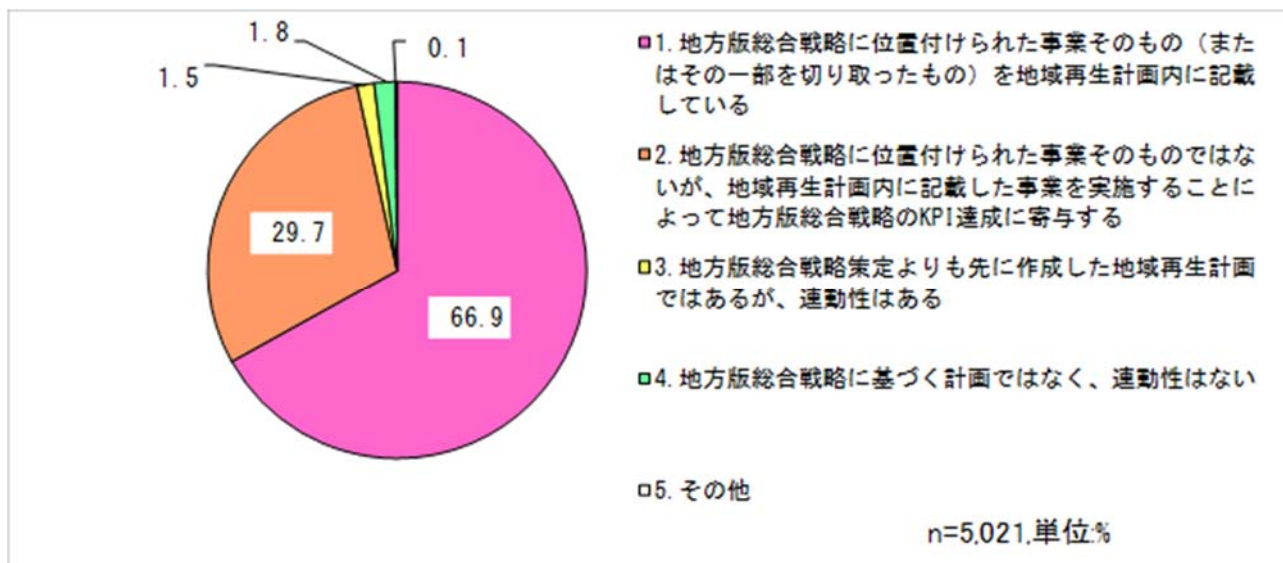
1. 共同申請による認定地域再生計画に参画するに至った経緯・理由等
2. 地域再生計画の事業構想の立案時における役割
3. 地域再生計画の事業を行ったことによるメリット
4. 地域再生計画を作成する見込み

II. 現行計画に関する調査

1. 現行計画の地方版総合戦略との連動状況

現行計画について「地方版総合戦略との連動状況」を尋ねたところ、「1. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのもの（またはその一部を切り取ったもの）を地域再生計画内に記載している」が66.9%と過半数を占め、「2. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのものではないが、地域再生計画内に記載した事業を実施することによって地方版総合戦略のKPI達成に寄与する」が29.7%と、連動性があるものが多くを占めている。

図表 1：現行計画の地方版総合戦略との連動状況



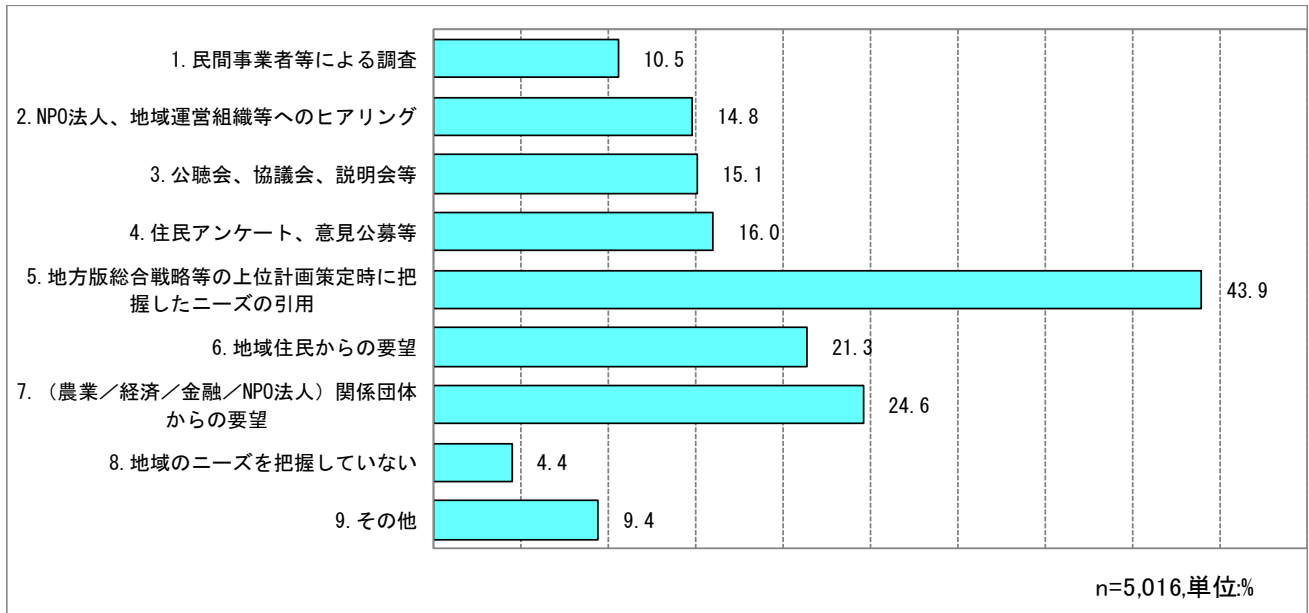
「その他」の記述は、以下のような記述があった。

- ・ 総合戦略の上位計画と位置づけている総合計画に連動している。

2. 現行計画作成における地域のニーズの把握状況

現行計画について「計画作成に当たって地域のニーズの把握方法」を尋ねたところ、「5. 地方版総合戦略等の上位計画策定時に把握したニーズの引用」が43.9%で最も多く、「7. (農業/経済/金融/NPO法人) 関係団体からの要望」が24.6%。「6. 地域住民からの要望」が21.3%が続いている。

図表 2：現行計画の地域ニーズの把握状況



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容を類型化すると、以下のような記述があった。

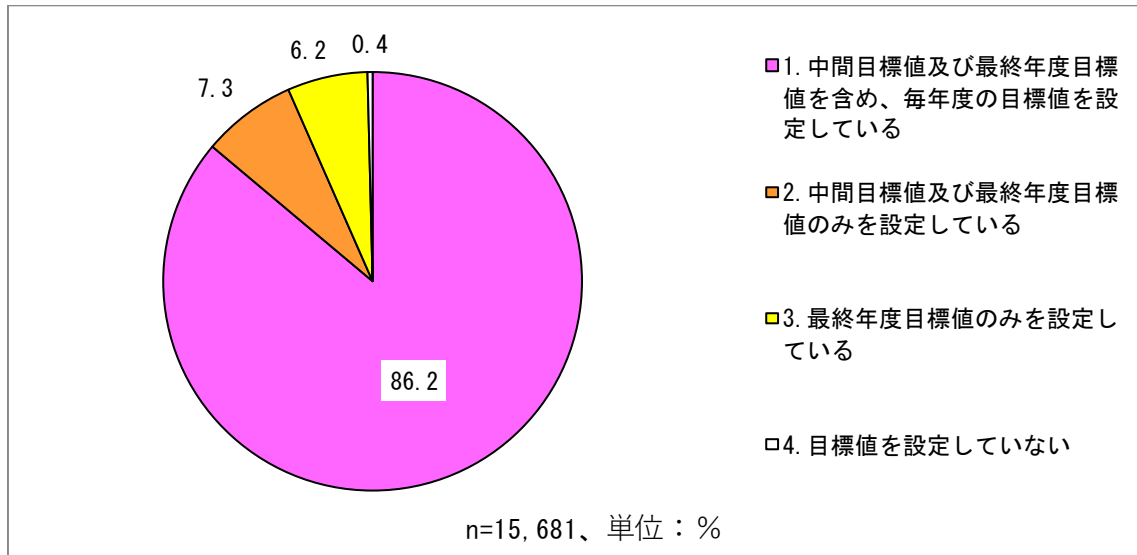
- ・ 日常業務で把握：55件
- ・ 地元企業へのアンケート調査、ヒアリング等：54件
- ・ 関係団体へのヒアリング等：41件
- ・ 関係市町村等との意見交換等：49件
- ・ RESAS等統計データ：28件
- ・ 施設利用者等からの要望：16件
- ・ 県のニーズ調査：11件
- ・ 庁内での情報収集：11件
- ・ 外部有識者会議：6件
- ・ 関連事業で把握：6件
- ・ 各種ワークショップの開催：5件
- ・ 相談業務で把握：5件

3. 現行計画の目標

(1) 現行計画の目標の設定状況

現行計画内の各目標について、「目標値の設定時期」を尋ねたところ、「1. 中間目標値及び最終年度目標値を含め、毎年度の目標値を設定している」が86.2%と大部分を占め、「目標値を設定していない」団体は0.4%であった。

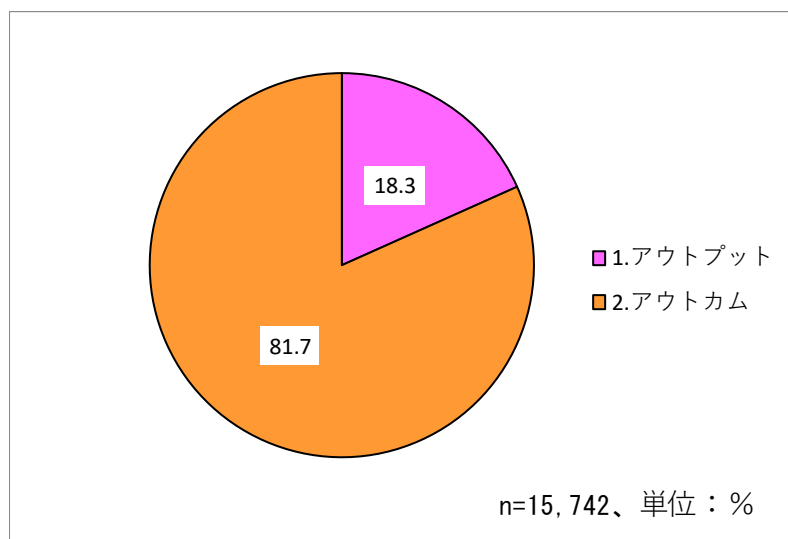
図表 3：現行計画の目標設定状況



(2) 現行計画の目標の類型

現行計画の各目標について、目標設定に係る指標について、「アウトプット／アウトカム」のどちらの類型に分類されるか尋ねたところ、「アウトプット」が18.3%で、「アウトカム」が81.7%となっている。

図表 4：現行計画の目標の類型



4. 現行計画の目標達成状況

(1) 現行計画の目標達成状況

現行計画の各目標について、平成31年3月末までの実績値を尋ね、目標の設定方法に応じて、次式のいずれかによって「目標達成度」を算出した。

【目標達成度の計算式】

- 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式が「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出する場合

$$\text{目標達成度} = (\text{平成31年3月末までの各年度実績値の合計}) \div (\text{最終年度までの各年度目標値の合計}) \times 100$$

- 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式が「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出する場合

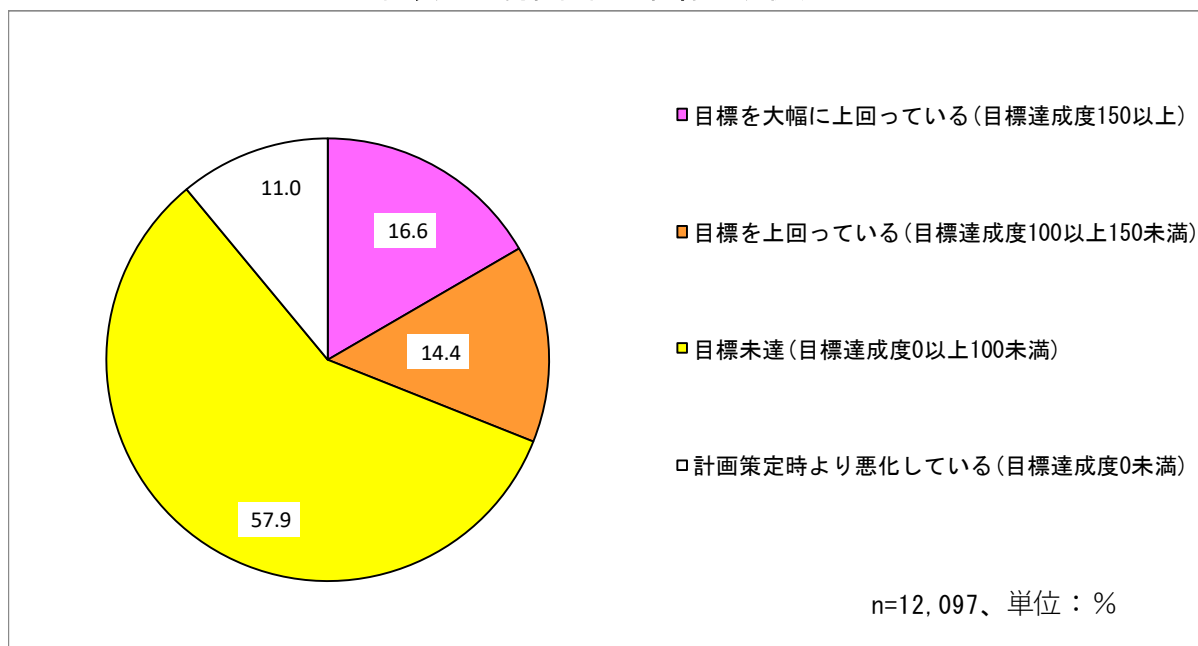
$$\text{目標達成度} = (\text{平成31年3月末の実績値} - \text{基準値}) \div (\text{最終年度の目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

更に、算出した目標達成度について、下記のとおり達成状況として分類した。

| | |
|-----------------|------------------|
| 目標達成度150以上 | : 目標を大幅に上回っている |
| 目標達成度100以上150未満 | : 目標を上回っている |
| 目標達成度 0以上100未満 | : 目標未達 |
| 目標達成度0未満 | : 計画作成時よりも悪化している |

第51回認定（平成31年3月29日認定）分を除く、現行計画の各目標の達成状況は、「目標を大幅に上回っている」が16.6%、「目標を上回っている」が14.4%と、約3分の1が目標を達成している。

図表 5：現行計画の目標達成状況

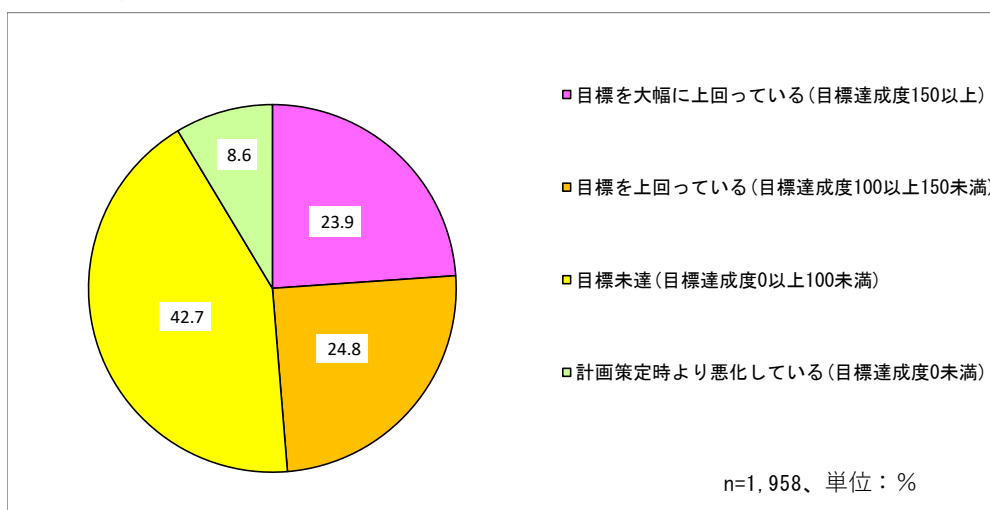


注：n値からは、第51回認定（平成31年3月29日認定）848計画分の目標及び達成度を算出できなかった目標を除いている。

(2) 計画期間が平成31年3月までの現行計画の目標達成状況

計画期間が平成31年3月までの現行計画に限定した場合の目標達成度を（1）と同様に分類したところ、「目標を大幅に上回っている」が23.6%、「目標を上回っている」が24.0%と、約半数が目標を達成している。

図表 6：計画期間が平成31年3月までの現行計画の目標達成状況

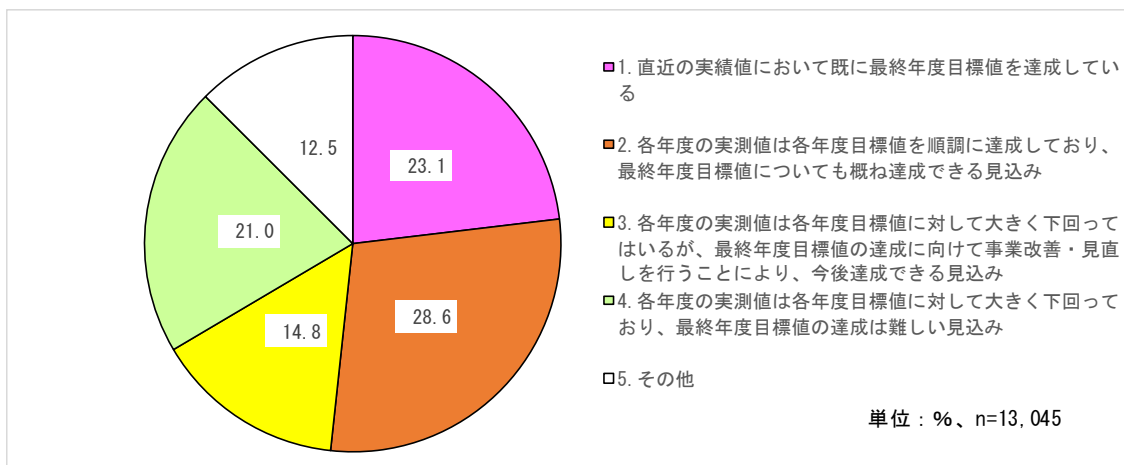


注：n値からは、回答時点でH30年度実績値を測定していない目標及び達成度を算出できなかった目標を除いている。

(3) 現行計画の目標達成見込み

現行計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みについて尋ねたところ、「1. 直近の実績値において既に最終年度目標値を達成している」が23.1%、「2. 各年度の実測値は各年度目標値を順調に達成しており、最終年度目標値についても概ね達成できる見込み」が28.6%、「3. 各年度の実測値は各年度目標値に対して大きく下回ってはいるが、最終年度目標値の達成に向けて事業改善・見直しを行うことにより、今後達成できる見込み」が14.8%となっており、過半数が達成または達成見込みとなっている。

図表 7：現行計画の目標達成見込み



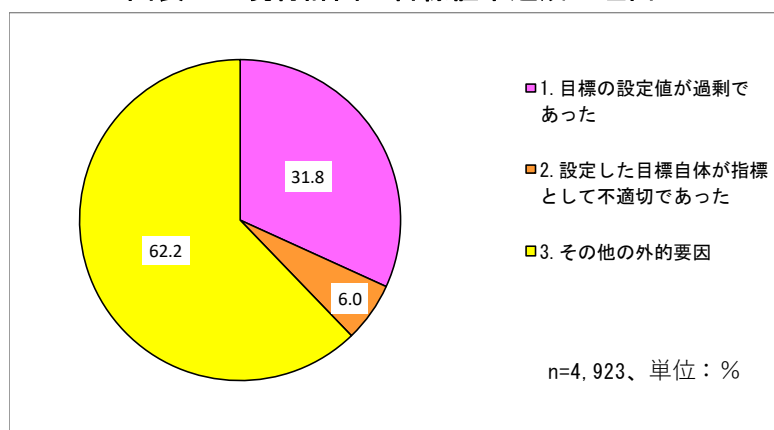
「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ まだ実績値が出ていない：474件
- ・ 年度の実績は目標を若干下回っているが、最終年度には達成できる見込み：141件
- ・ 事業未実施：105件
- ・ 計画途中では目標を上回っても、様々な理由から最終年度の目標値の達成は難しい見込み：59件
- ・ 自然災害の影響：33件
- ・ 目標達成に向け事業の見直し・改善を行う：26件
- ・ 計画変更の予定：14件
- ・ 事業進捗の遅れ：14件

(4) 現行計画の目標値未達成の理由

「(3) 現行計画の目標達成見込み」において「実績値が各年度目標値を下回っている」と回答した目標について、その理由を尋ねたところ、「1. 目標の設定値が過剰であった」が31.8%、「2. 設定した目標自体が指標として不適切であった」が6.0%で、「3. その他の外的要因」が62.2%を占めている。

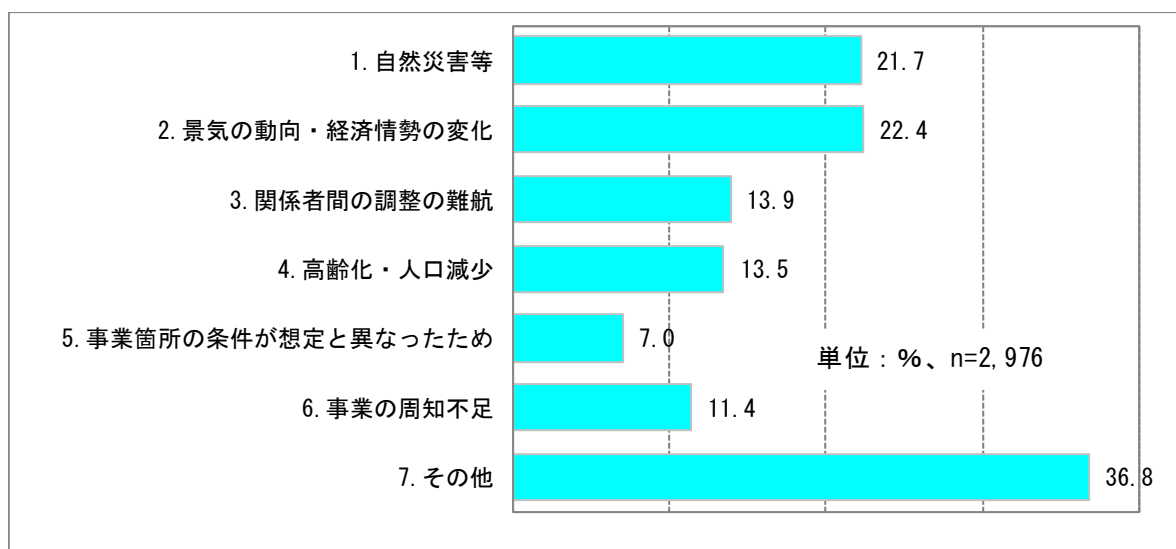
図表 8：現行計画の目標値未達成の理由



(5) 「その他の外的要因」の内容

「(4) 現行計画の目標値未達成の理由」において「その他の外的要因」と回答した目標について、その内容を尋ねたところ、「1. 自然災害等」が21.7%、「2. 景気の動向・経済情勢の変化」が22.4%で多くっており、「3. 関係者間の調整の難航」が13.9%、「4. 高齢化・人口減少」が13.5%などとなっている。

図表 9：目標値未達成の理由が「その他の外的要因」の理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

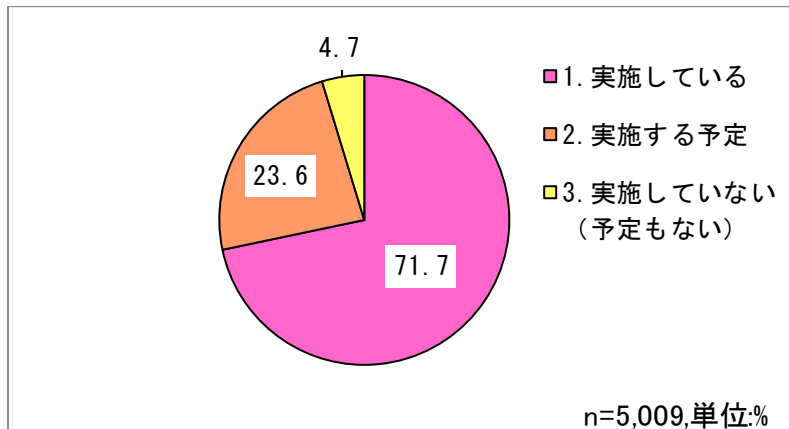
- ・ 事業の遅延：123件
- ・ 見込み違い：65件
- ・ 人材・担い手・ノウハウ等の不足：43件
- ・ 施設の休業・利用停止等：34件
- ・ 大規模なイベントや事業効果の反動：19件

5. 現行計画の効果の検証・評価

(1) 現行計画の評価（事業効果の検証）実施状況

現行計画について「測定した当該認定計画の目標達成状況をもとに、現行計画の評価（事業効果の検証）を実施しているか」尋ねたところ、「1. 実施している」が71.7%を占め、「2. 実施する予定」が23.6%となっており、大多数が実施していることがわかる。

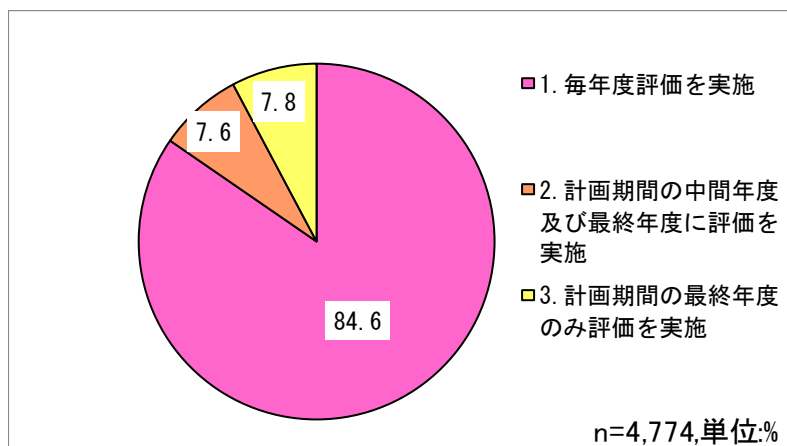
図表 10：現行計画の評価（事業効果の検証）実施状況



(2) 現行計画の評価の実施時期

「(1) 現行計画の評価（事業効果の検証）実施状況」において評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価の実施時期」を尋ねたところ、「1. 毎年度評価を実施」が84.6%と大部分が実施していることがわかった。「2. 計画期間の中間年度及び最終年度に評価を実施」は7.6%、「3. 計画期間の最終年度のみ評価を実施」が7.8%となっている。

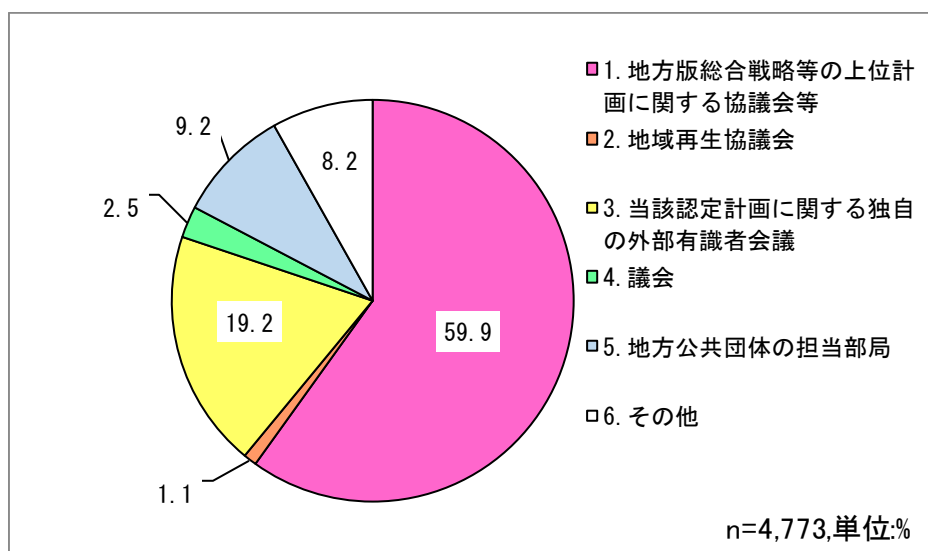
図表 11：現行計画の評価の実施時期



(3) 現行計画の評価の実施主体

「(1) 現行計画の評価(事業効果の検証)実施状況」において評価を実施している、または実施する予定と回答した計画について、「評価を行う主体」について尋ねたところ、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が59.9%と過半数を占め、「3. 当該認定計画に関する独自の外部有識者会議」が19.2%、「5. 地方公共団体の担当部局」が9.2%などとなっている。

図表 12 : 現行計画の評価の実施主体



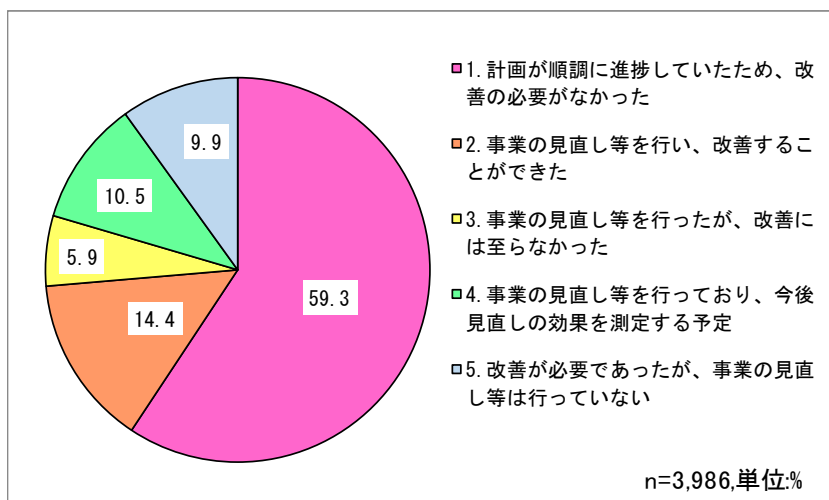
「その他」の主な内容を類型化すると、以下のような記述があった。

- ・ 行政評価委員会 : 31件
- ・ 市民会議 : 19件
- ・ 産業界団体 : 3件

(4) 現行計画の事業内容の見直し等による改善の状況

「(1) 現行計画の評価(事業効果の検証)実施状況」において評価を実施していると回答した計画について、「計画期間中に評価を実施した結果、改善が必要であると判明した場合に、事業内容の見直し等を行うことにより改善することができたか」について尋ねたところ、「1. 計画が順調に進捗していたため、改善の必要がなかった」が59.3%と過半数を占め、「2. 事業の見直し等を行い、改善することができた」14.4%、「4. 事業の見直し等を行っており、今後見直しの効果を測定する予定」が10.5%などとなっている。

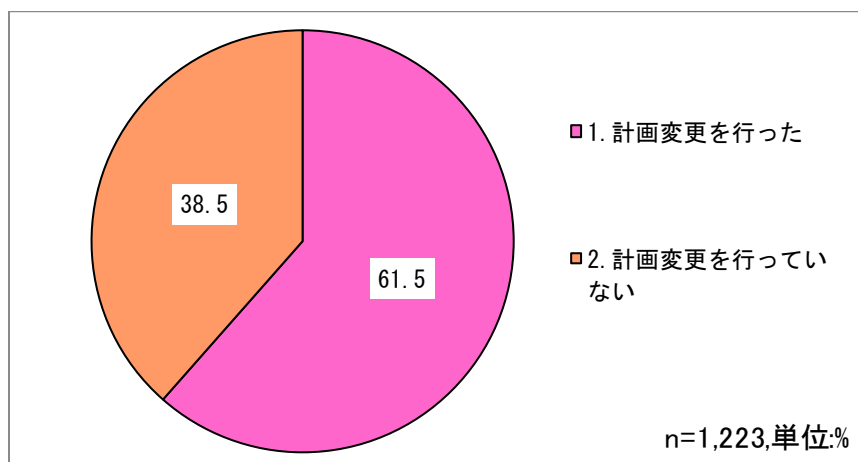
図表 13：現行計画の事業内容の見直し等による改善の状況



(5) 現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無

「(4) 現行計画の事業内容の見直し等による改善の状況」において、「事業内容の見直し等を行った」旨の回答があった計画について、「計画の変更を行ったか」を尋ねたところ、「1. 計画変更を行った」が61.5%で、「2. 計画変更を行っていない」が38.5%と、「1. 計画変更を行った」計画の方が多くなっている。

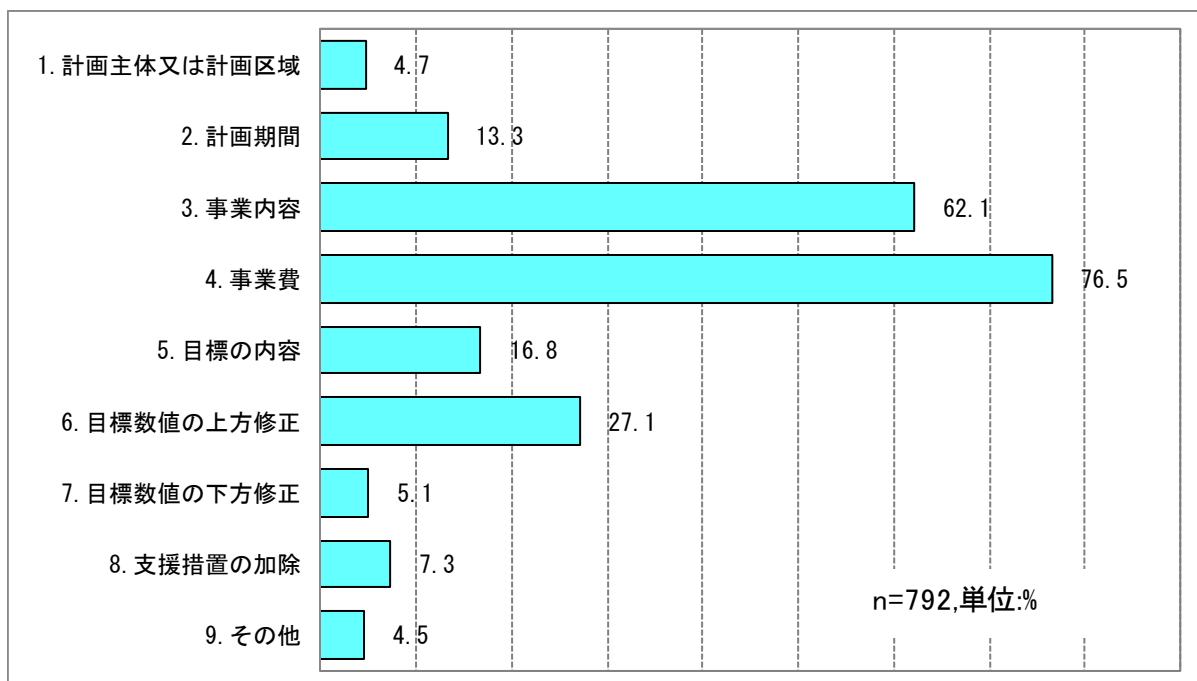
図表 14：現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無



(6) 現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の内容

「(5) 現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無」において「計画変更を行った」と回答した計画について、「変更の内容」を尋ねたところ、「4. 事業費」が75.3%で最も多く、「3. 事業内容」が61.1%で続き、「6. 目標数値の上方修正」が26.7%、「5. 目標の内容」が16.5%などとなっている。

図表 15：現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ 目標及びKPIの追加、市制施行に伴う計画主体等の修正
- ・ 支援措置によらない独自の取組
- ・ 外部組織の変更
- ・ 評価の時期

(7) 現行計画の計画変更を行っていない場合の事業内容の見直しの内容

「(5) 現行計画の事業内容の見直し等に伴う認定計画の変更の有無」において「計画変更を行っていない」と回答した計画について、「事業の見直しの内容」を尋ねたところ、主な内容としては次のような記述があった。

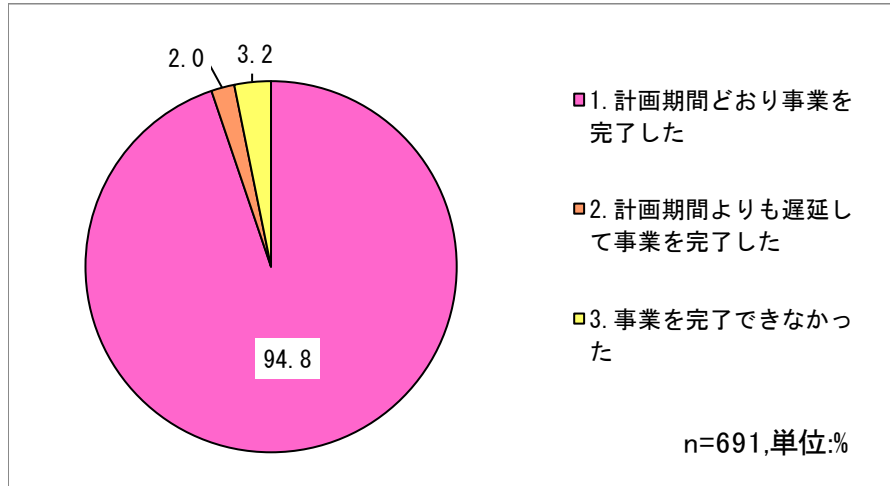
- ・ 事業の実施方法の見直し
- ・ 事業体制の見直し
- ・ 審査認定方法の見直し
- ・ PR方法の見直し
- ・ 既存のイベントを見直し、周辺の施設との周遊を促す内容に変更

6. 現行計画の計画期間終了後の取組

(1) 計画期間が平成31年3月までの現行計画の進捗状況

計画期間が平成31年3月までの現行計画について、計画の進捗状況を尋ねたところ、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が94.8%と大半を占めている。

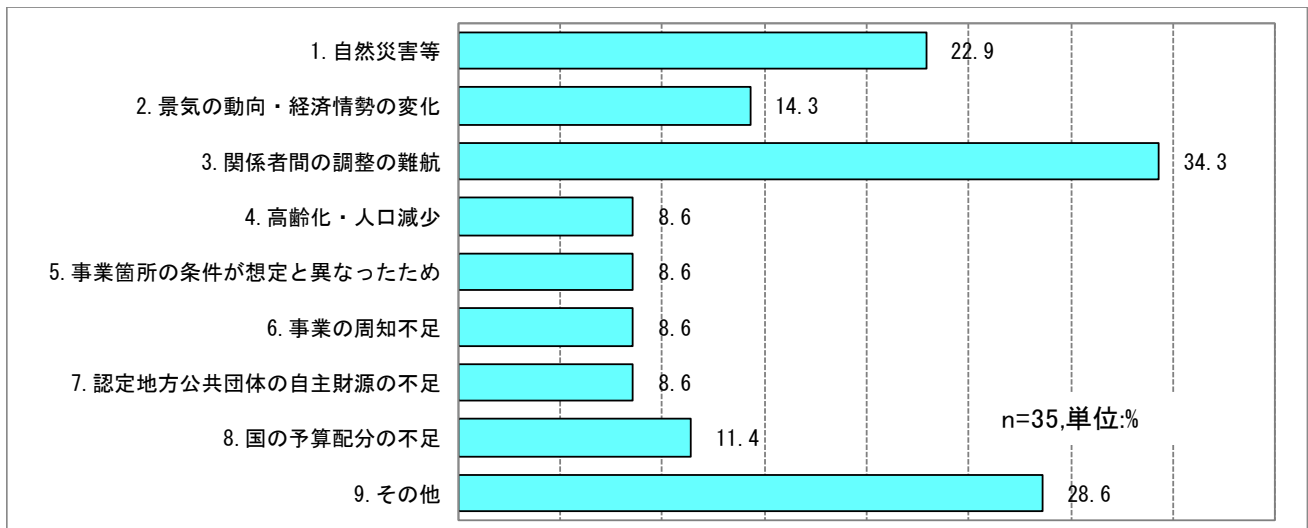
図表 16：計画期間が平成31年3月までの現行計画の進捗状況



(2) 遅延・完了できなかった理由

計画期間が平成31年3月までの現行計画について、計画期間よりも遅延して事業を完了した、または完了できなかった要因について尋ねたところ、「3. 関係者間の調整の難航」が34.4%で最も多く、「1. 自然災害等」が22.9%、「2. 景気の動向・経済状況の変化」が14.3%などとなっている。

図表 17：遅延・完了できなかった理由



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

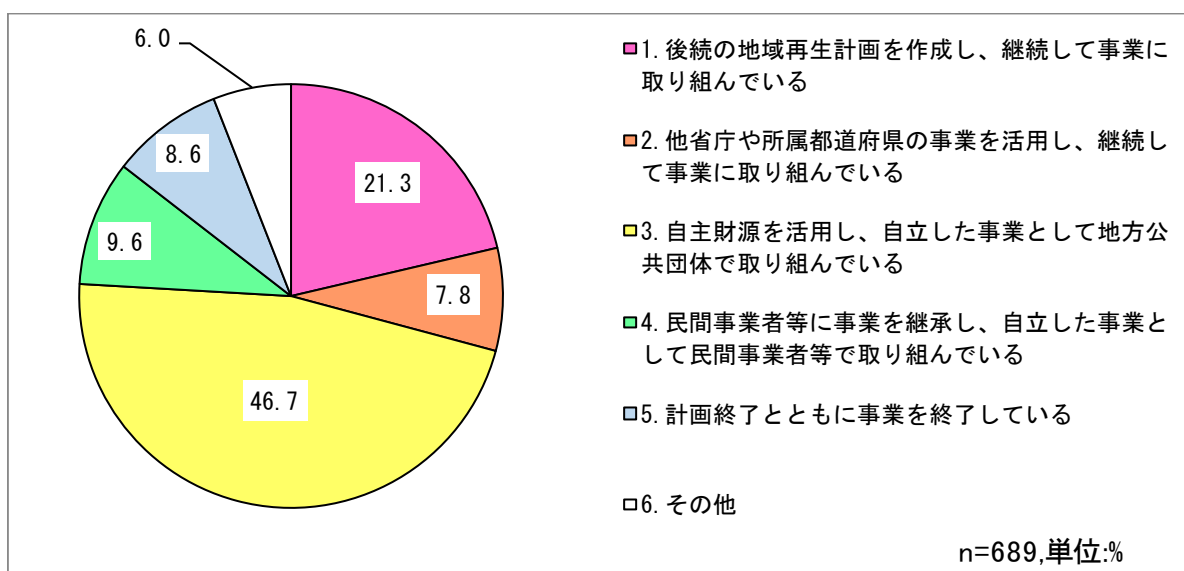
「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ プロポーザル不調による事業推進手法の変更があったため
- ・ 支援処置と関連性のある事業の遅れ
- ・ 事業（調査）を開始してから、想定を超える経費がかかることが判明したため

(3) 現行計画の計画期間終了後の取組

計画期間が平成31年3月までの現行計画について、計画期間終了後に財源や体制などどのように事業に取り組んでいるか尋ねたところ、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」が46.7%と半数近く、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が21.3%、「4. 民間事業者等に事業を継承し、自立した事業として民間事業者等で取り組んでいる」が9.6%、「5. 計画終了とともに事業を終了している」が8.6%などとなっている。

図表 18：現行計画の計画期間終了後の取組



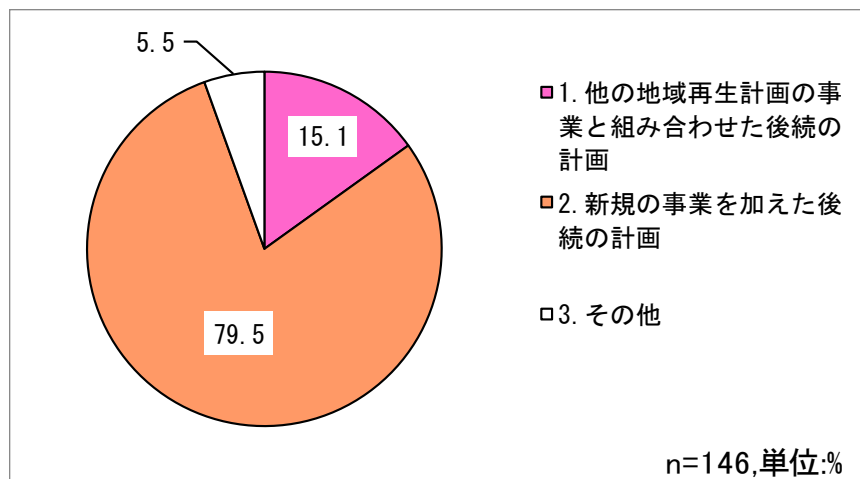
「その他」の具体的内容としては、次のようなものがあった。

- ・ 指定管理者制度など民間事業者の活用。
- ・ 産・官・学の5者で協定を結び、継続して事業に取り組んでいる。

(4) 現行計画の後続の地域再生計画

「(3) 現行計画の計画期間終了後の取組」において、「後続の地域再生計画を作成している」と回答した計画について、どのような計画を作成したか(する予定か) 尋ねたところ、「1. 他の地域再生計画の事業と組み合わせた後続の計画」は15.1%で、「2. 新規の事業を加えた後続の計画」が79.5%を占めている。

図表 19 : 現行計画の後続の地域再生計画



「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

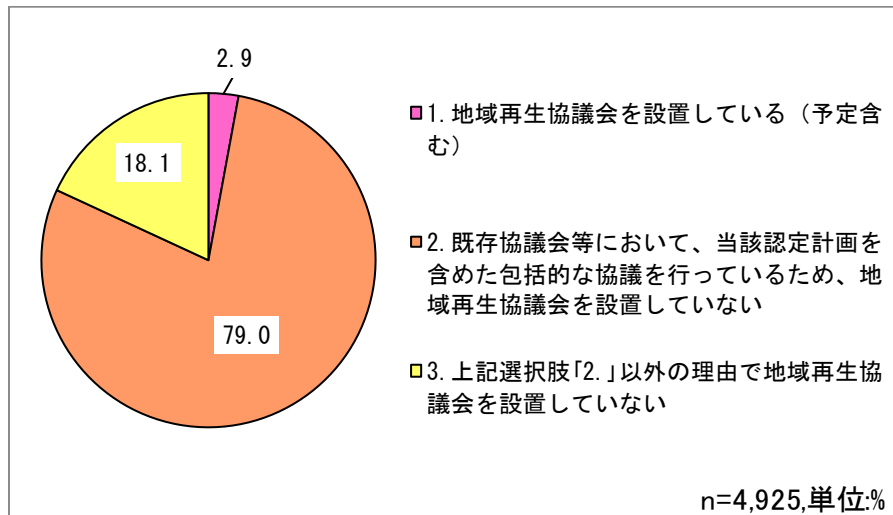
- ・ 新たな課題への対応など深化高度化を行った。
- ・ 他市町村と連携して事業に取り組んでいる。
- ・ 当該認定計画を深化、高度化させた後続の計画。
- ・ 支援措置によらない独自の取り組みとして、事業の一部について継続して取り組んでいる。
- ・ KPI (目標指数) を新たに設定した。
- ・ 後続の地域再生計画は、町単独でなく、県・市町連携の計画。
- ・ 県と広域連携の移住の地方創生推進交付金がH31から始まったため移住関係のみ県の地域再生計画に組み込まれて作成している。

7. 地域再生協議会について

(1) 現行計画の地域再生協議会の設置状況

現行計画について、地域再生協議会の設置状況を尋ねたところ、「1. 地域再生協議会を設置している（予定含む）」は2.9%で、「2. 既存協議会等において、当該認定計画を含めた包括的な協議を行っているため、地域再生協議会を設置していない」が79.0%を占めている。

図表 20：現行計画の地域再生協議会の設置状況



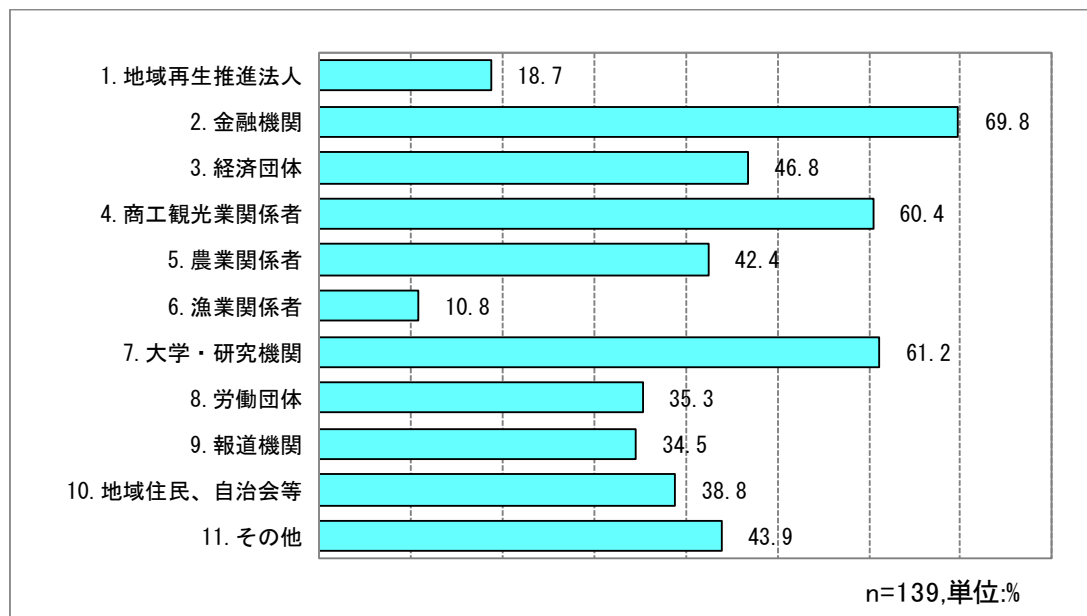
「2.」以外の理由で地域再生協議会を設置していない理由としては、以下のような記述があった。

- ・ 関係団体等からの要請がないため：117件
- ・ 検討中：15件
- ・ 必要性がない：67件

(2) 地域再生協議会の構成員

「(1) 現行計画の地域再生協議会の設置状況」において、地域再生協議会を設置していると回答した計画について、地域再生協議会を構成する構成員の属性を尋ねたところ、「2. 金融機関」が68.3%で最も多く、「7. 大学・研究機関」が59.9%、「4. 商工観光業関係者」が59.2%、「3. 経済団体」が45.8%で続いている。

図表 21：地域再生協議会の構成員



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

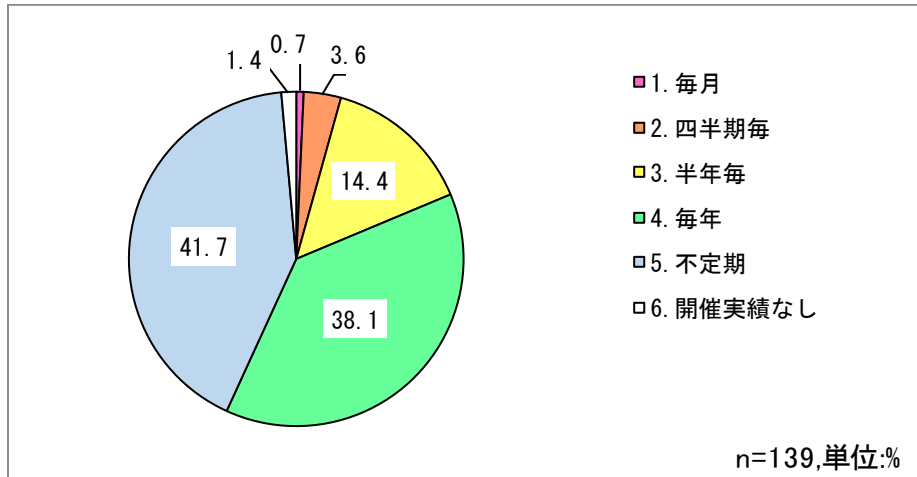
「その他」の具体的な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ 行政機関：23件
- ・ 福祉関係団体：16件
- ・ 医療機関：12件
- ・ 弁護士等の士業：10件
- ・ 産業・企業関係：4件

(3) 地域再生協議会の開催頻度

地域再生協議会を設置している団体に対し、地域再生協議会の開催頻度について尋ねたところ、「5. 不定期」が41.7%で最も多く、「4. 毎年」が38.1%、「3. 半年毎」が14.4%などとなっている。

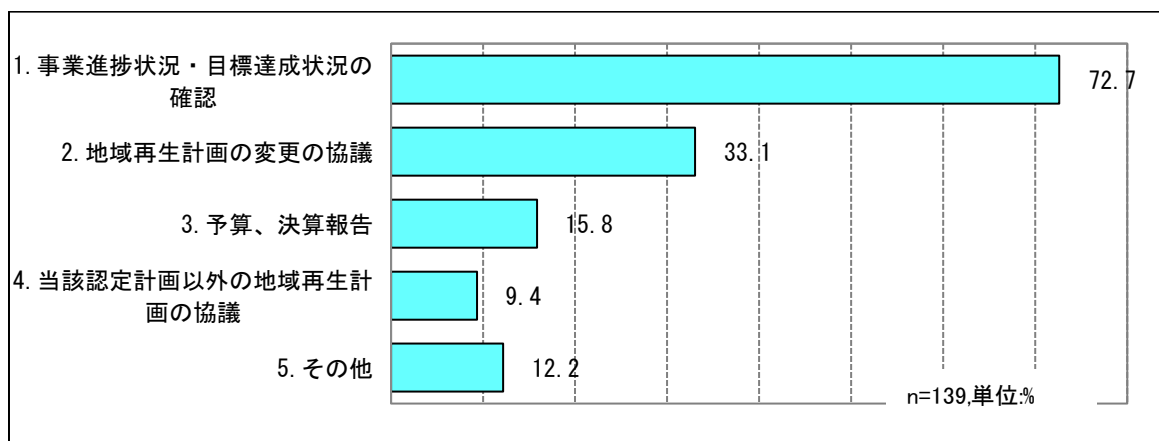
図表 22 : 地域再生協議会の開催頻度



(4) 地域再生協議会の主な議題

地域再生協議会を設置している団体に対し、地域再生協議会の主な議題について尋ねたところ、「1. 事業進捗状況・目標達成状況の確認」が71.1%で最も多く、「2. 地域再生計画の変更の協議」は32.4%、「3. 予算、決算報告」が15.5%などとなっている。

図表 23：地域再生協議会の主な議題



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

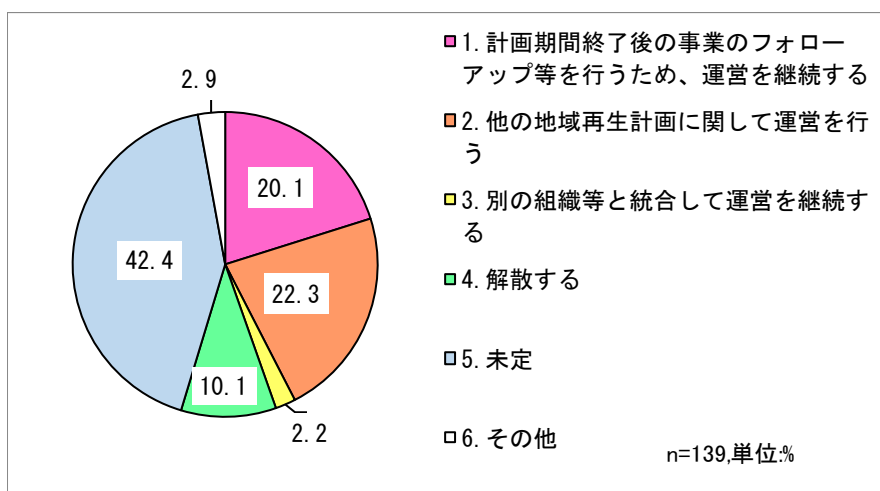
「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ 総合戦略の効果検証及び見直しに関すること：7件
- ・ 生涯活躍のまち形成事業計画の策定等：2件
- ・ 地域再生計画の承認
- ・ 地域課題や事業実施に向けた検討

(5) 計画期間終了後の地域再生協議会の運営

地域再生協議会を設置している団体に対し、計画期間終了後の地域再生協議会の運営について尋ねたところ、「5. 未定」が42.4%で最も多く、「2. 他の地域再生計画に関して運営を行う」が22.3%、「1. 計画期間終了後の事業のフォローアップ等を行うため、運営を継続する」が20.1%などとなっている。

図表 24：計画期間終了後の地域再生協議会の運営



「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

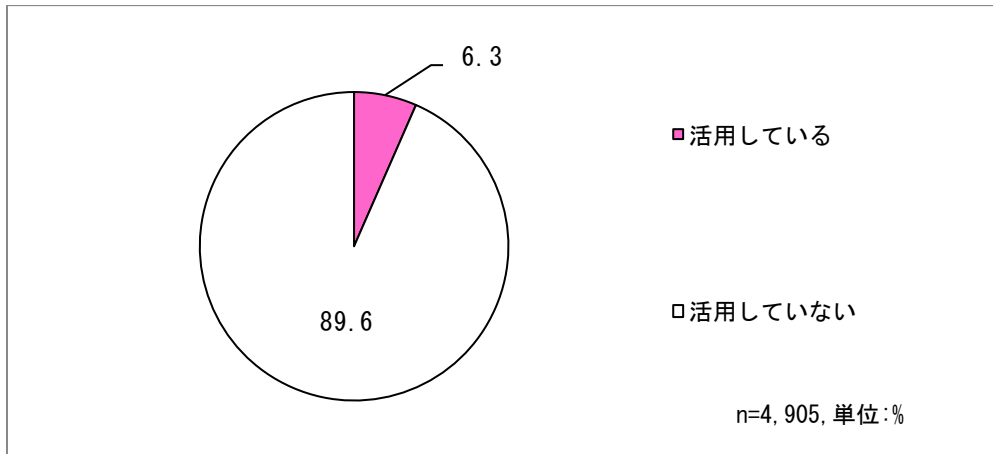
- ・ 体制やメンバー構成に変化があるかもしれないが、活動を継続する：1件

8. 現行計画の支援措置の活用状況

(1) 現行計画内に記載している支援措置以外に活用している国の支援措置

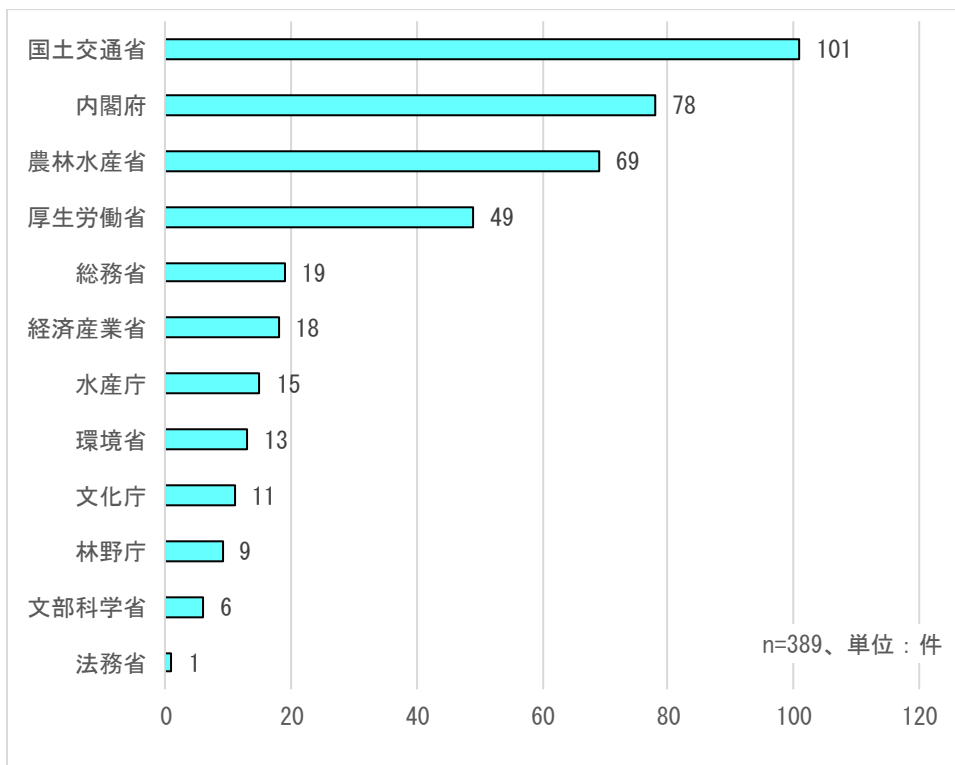
現行計画内に記載している支援措置以外に、国の支援措置を活用しているか尋ねたところ、「活用している」現行計画は6.3%であった。

図表 25：現行計画内に記載している支援措置以外の国の支援措置の活用状況



上記支援措置を活用している計画について、主な制度所管省庁について尋ねたところ、省庁としては「国土交通省」が101件、「内閣府」が78件、「農林水産省」69件、「厚生労働省」49件などとなっている。

図表 26：計画内に記載している支援措置以外の国の支援措置の主な制度所管省庁



また、支援措置の名称を尋ねたところ、主な支援措置としては以下の表のとおりである。

図表 27：計画内に記載している支援措置以外の国の主な支援措置

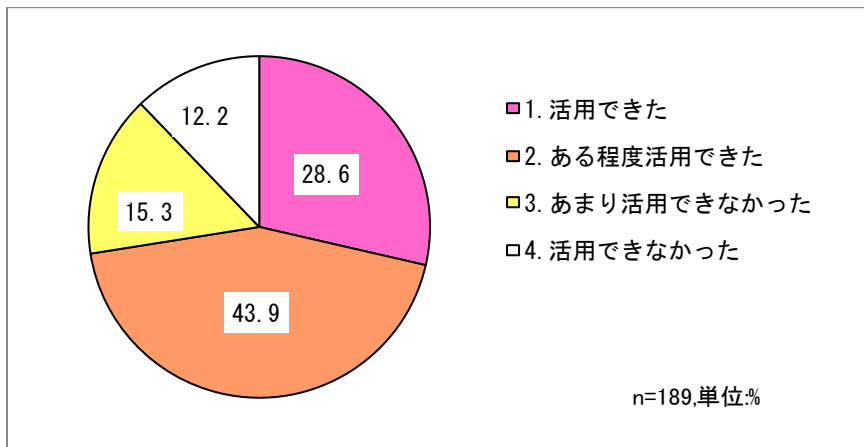
| | 件数 | |
|-------|----------------------|----|
| 国土交通省 | 社会資本整備総合交付金 | 56 |
| | 空き家対策総合支援事業 | 12 |
| | 都市再生整備計画事業 | 9 |
| | 高齢者居住安定化モデル事業 | 6 |
| | 防災・安全交付金 | 3 |
| | 離島活性化交付金 | 3 |
| 内閣府 | 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 | 33 |
| | スマートウェルネスシティ総合特区 | 10 |
| | 地方創生加速化交付金 | 10 |
| | 子ども・子育て支援交付金 | 2 |
| | 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 | 4 |
| 農林水産省 | 肉用牛経営安定対策補完事業 | 22 |
| | 森林環境保全整備事業 | 11 |
| | 農山漁村振興交付金 | 9 |
| | 畜産GAP拡大推進加速化事業 | 4 |
| | 農業次世代人材投資事業 | 4 |
| | 中山間地域所得向上支援対策 | 3 |
| | 日本型直接支払制度 | 3 |
| 厚生労働省 | 地域活性化雇用創造プロジェクト | 23 |
| | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 6 |
| | 母子保健衛生費国庫補助金 | 5 |
| | 子ども・子育て支援交付金 | 2 |
| | 実践型地域雇用創造事業 | 3 |
| 総務省 | 地域おこし協力隊制度 | 4 |
| | 地域経済循環創造事業交付金 | 3 |
| | 過疎対策事業債 | 2 |
| | 定住自立圏構想 | 2 |
| 経済産業省 | 地域新成長産業創出促進事業費補助金 | 7 |
| | 産業競争力強化法に基づく起業支援事業 | 2 |
| | 創業支援等事業者補助金 | 2 |

(2) 地方創生整備推進交付金の活用状況

① 地方創生整備推進交付金（旧地域再生基盤強化交付金を含む、以下同じ）のメリットの活用状況

複数の施設（市町村道と農道、公共下水道と合併処理浄化槽等）を総合的に整備する地方創生整備推進交付金を活用した現行計画について、そのメリットを効果的に活用できたかについて尋ねたところ、「活用できた」が28.6%、「ある程度活用できた」が43.9%となっており、およそ4分の3が活用できていることがわかった。

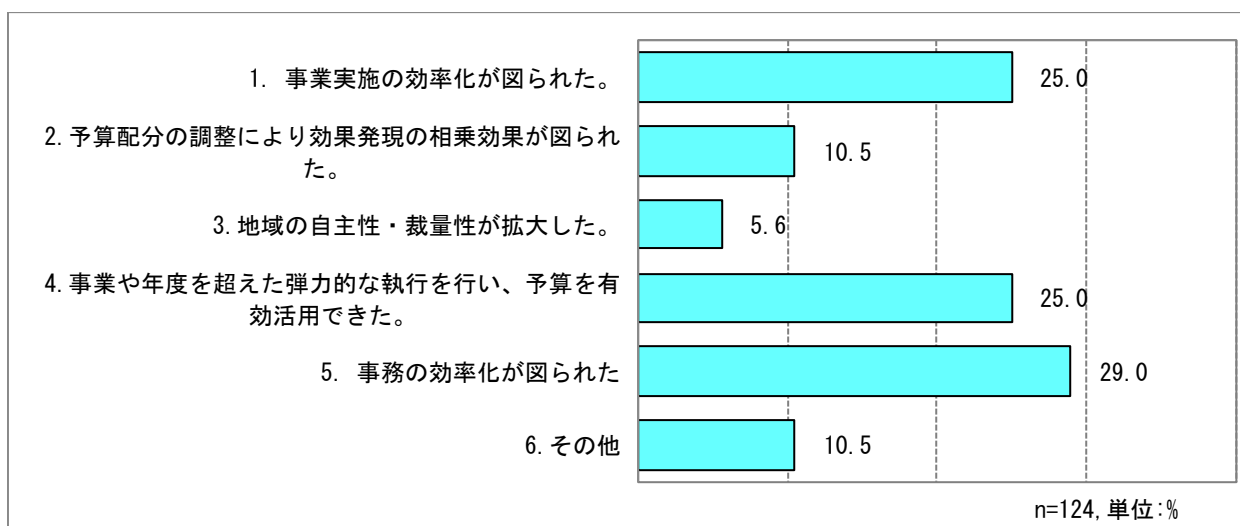
図表 28：地方創生整備推進交付金のメリットの活用状況



② 地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できた点

メリットを効果的に活用している現行計画について、活用できた点を尋ねたところ、「5. 事務の効率化が図られた」が26.3%で最も多く、「4. 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた」と「1. 事業実施の効率化が図られた」がともに22.6%などとなっている。

図表 29：地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できた点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

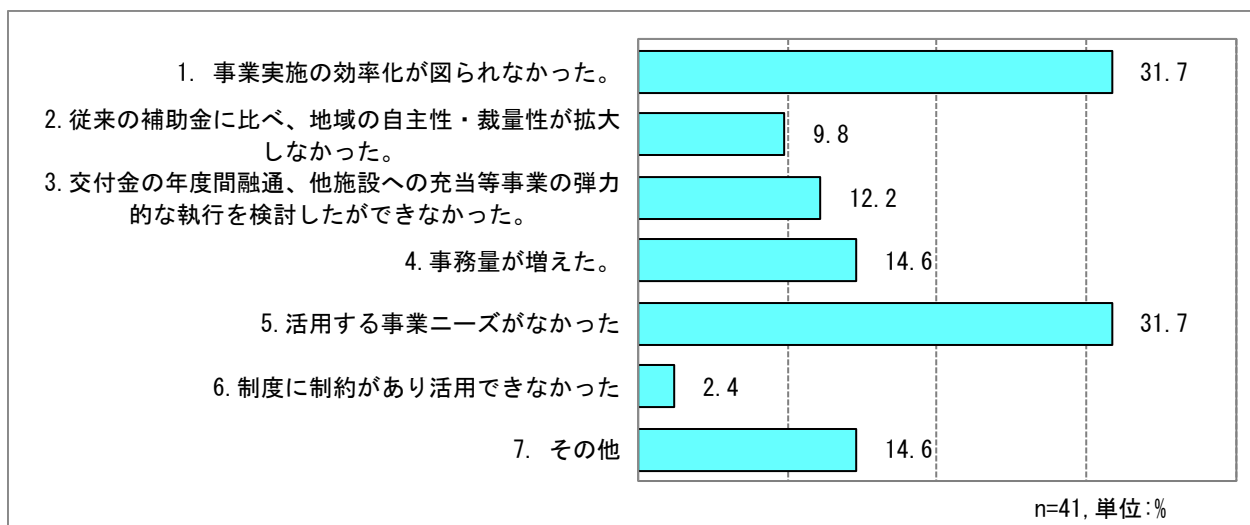
上記メリットを活用できた点それぞれについて、具体的な内容を尋ねたところ、主なものとしては、以下のような記述があった。

- 1) 事業実施の効率化が図られた。
 - ・ 複数施設の一体的な整備による効率化につながった：10件
 - ・ コスト削減につながった：4件
 - ・ 施設整備による複数の機能の改善につながった：2件
- 2) 予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られた。
 - ・ 予算調整が可能となり、事業の進捗が図られた。
 - ・ 関連路線の完成時期をそろえることで、輸送時間の短縮効果を3年、前倒しできた。
- 3) 地域の自主性・裁量性が拡大した。
 - ・ 整備構想では下水道としていたが、経済性から浄化槽に変更した。
 - ・ 先進的な介護ロボット導入にかかる拠点整備が可能となった。
 - ・ 地元高校との連携による商品開発や地域活性が図られた
- 4) 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できた。
 - ・ 交付金の年度間融通により、事業を円滑に進めることができた：2件
 - ・ 予定外に交付金が不足したが、事業間融通し、効果が表れやすい事業に充当執行できた：2件
- 5) 事務の効率化が図られた
 - ・ 窓口を一元化し、事務の簡素化が図られた：15件
 - ・ 関係部署の連携により、事務の簡素化が図られた：8件
- 6) その他
 - ・ 他事業とは別枠で予算が確保できるため
 - ・ 市民の関心度を向上することができた

③ 地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できなかった点

地方創生整備推進交付金を活用しているがそのメリットが効果的に活用できなかった現行計画について、活用できなかった点について尋ねたところ、「1. 事業実施の効率化が図られなかった」と「5. 活用する事業ニーズがなかった」がともに31.7%、「4. 事務量が増えた」と「その他」が14.6%などとなっている。

図表 30：地方創生整備推進交付金のメリットを効果的に活用できなかった点



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

上記メリットが効果的に活用できなかった点それぞれについて、具体的な内容を尋ねたところ、主なものとしては、以下のような記述があった。

- 1) 事業実施の効率化が図られなかった。
 - ・ 関係部局との連携が悪く、各々整備することになった：9件
- 2) 従来の補助金に比べ、地域の自主性・裁量性が拡大しなかった。
 - ・ 計画目標等、地域性に合わせた設定ができない部分があった。
 - ・ 県により執行管理されたため、自主的な工程管理ができなかった。
- 3) 交付金の年度間融通、他施設への充当等事業の弾力的な執行を検討したができなかった。
 - ・ 関係部局がまたがっているため、担当者間の調整が整わなかった。
 - ・ 複数年度の通算では財源内容に変わりがないが、国費率が少なくなる年度に限っては一般財源が増加することから、県予算上活用が困難。
 - ・ 個人設置型の浄化槽補助については、年度末にならなければ事業費の確定が困難のため、他施設への充当は実施しにくい。
- 4) 事務量が増えた。
 - ・ KPI設定や評価の公表等、補助金よりも業務量が増えた。
 - ・ 他部局との調整や、調査ものが多く全体的に事務量が増えた。
- 5) 活用する事業ニーズがなかった
 - ・ 建物、周辺整備のみの実施だったため。
 - ・ 当該事業に関する委員会での事業計画が決定できなかったため。
- 6) その他
 - ・ まだ判断できない。

④ 地方創生整備推進交付金の活用にあたっての課題・問題点・改善点等

地方創生整備推進交付金を活用している現行計画について、当該支援措置の活用にあたっての課題・問題点・改善点等について尋ねたところ、主な内容としては、以下のような記述があった。

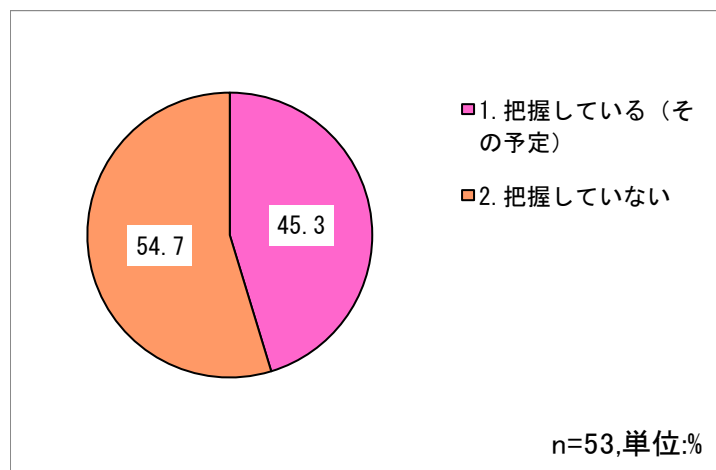
- ・ 交付決定後の事業間での融通に柔軟性があれば、さらなる活用が図れる。
- ・ 市道において、要望額に対する割当額が低いため、充足率を高めてほしい。
- ・ 例えば、拠点施設とそのアクセスする道路などの組合せなどであればより効果的な整備が可能になると思われる。
- ・ 継続的に活用できる採択要項の緩和

(3) 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生利子補給金の活用状況

① 支援措置を受けた事業内容の把握状況

地域再生支援利子補給金及び特定地域再生利子補給金（以下利子補給金という。）を活用している現行計画について、支援措置を受けた事業内容の把握状況について尋ねたところ、「1. 把握している（その予定）」が45.3%、「2. 把握していない」が54.7%となっている。

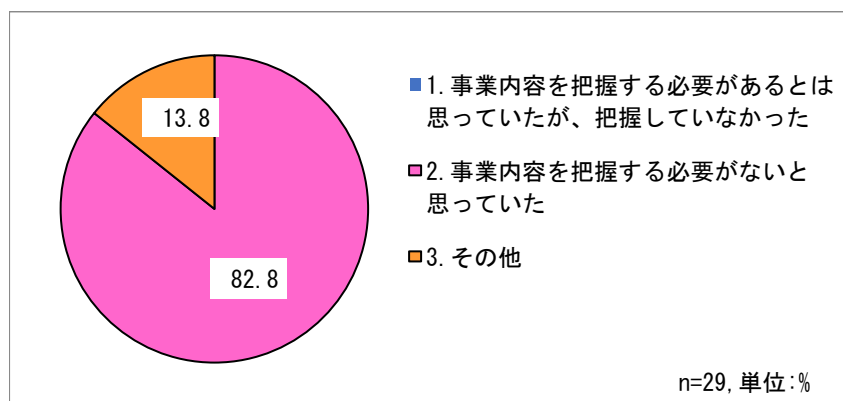
図表 31：支援措置を受けた事業内容の把握状況



② 支援措置を受けた事業内容を把握していない理由

「①支援措置を受けた事業内容の把握状況」において支援措置を受けた事業内容を把握していないと回答した計画について、その理由を尋ねたところ、「2. 事業内容を把握する必要がないと思っていた」が82.8%を占めている。

図表 32：支援措置を受けた事業内容を把握していない理由



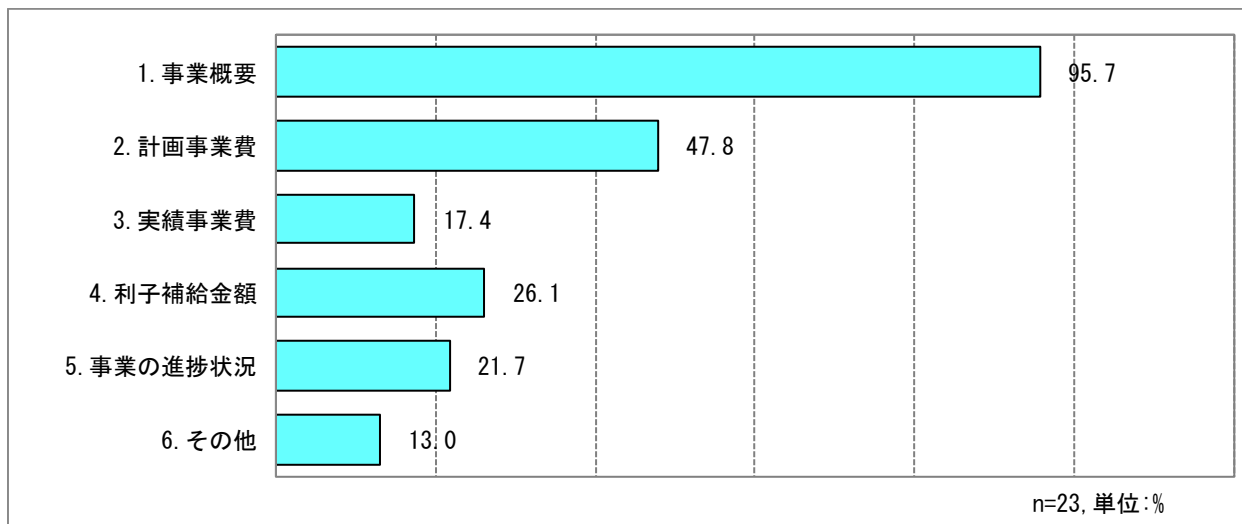
「3. その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 事業を実施していない

③ 支援措置を受けた事業の把握内容

「①支援措置を受けた事業内容の把握状況」において支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）と回答した計画について、その把握内容を尋ねたところ、「1. 事業概要」が95.7%で最も多く、「2. 計画事業費」が47.8%、「4. 利子補給金額」が26.1%、「5. 事業の進捗状況」が21.7%などとなっている。

図表 33：支援措置を受けた事業の把握内容



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

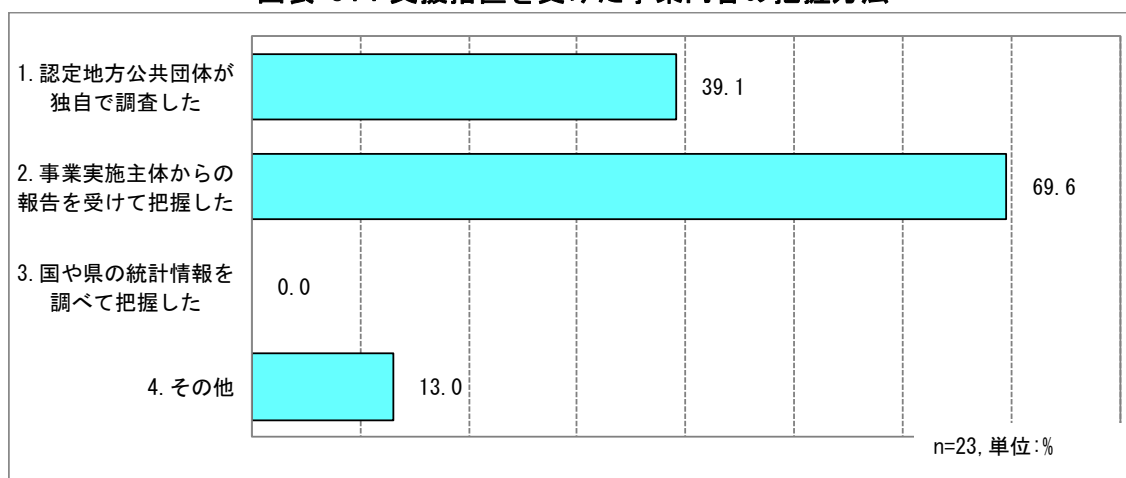
「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

- ・ 雇用創出人数：2件

④ 支援措置を受けた事業内容の把握方法

「①支援措置を受けた事業内容の把握状況」において支援措置を受けた事業内容を把握している（する予定がある）と回答した計画について、事業内容の把握方法について尋ねたところ、「2. 事業実施主体からの報告を受けて把握した」が69.6%で最も多く、「1. 認定地方公共団体が独自で調査した」が39.1%となっている。

図表 34：支援措置を受けた事業内容の把握方法



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の内容としては、記述がなかった。

⑤ 地域再生計画に記載した目標達成が困難な場合に実施したフォローアップ

利子補給金を活用している現行計画について、地域再生計画に記載した雇用機会の創出、地域活性化への具体的効果等といった目標について達成困難な場合、どのようなフォローアップを実施したか尋ねたところ、以下のような記述があった。

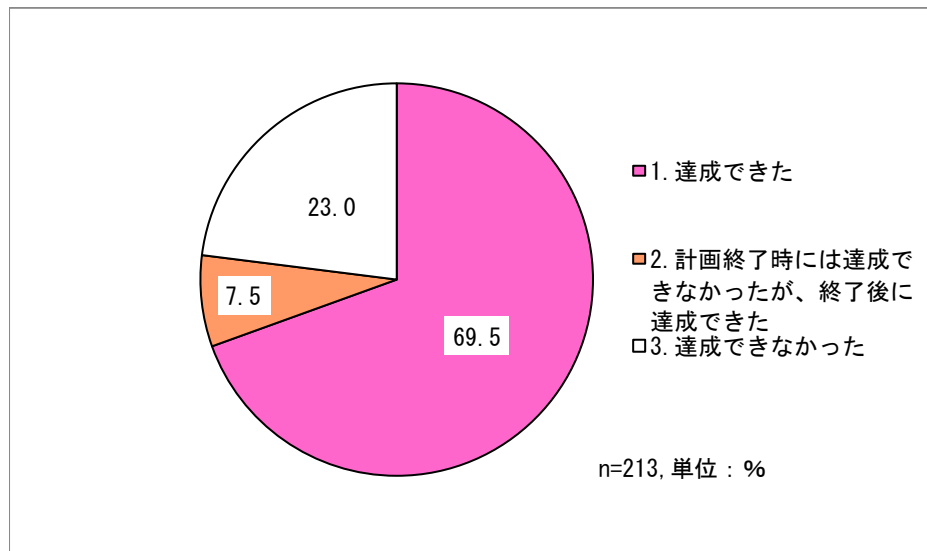
- ・ 本計画での目標は製造業全体の県内生産額であり、具体的なフォローアップは難しい。本県の強みであるモノづくり産業の高度化や競争力を強化すべく、地域再生計画利子補給金を活用した事業に加え、計画に記載のとおり県独自に各種施策を実施している。
- ・ 後に続く地方創生事業にて、雇用の創出等フォローアップを行った。
- ・ 学校と連携した人材確保、企業側への採用活動支援のフォローアップを行っている。

III. 終了計画に関する調査

1. 終了計画の目標達成状況

終了計画について、当該計画の目的を達成することができたかを尋ねたところ、「1. 達成できた」が69.5%を占め、「2. 計画終了時には達成できなかったが、終了後に達成できた」が7.5%、「3. 達成できなかった」は23.0となっている。

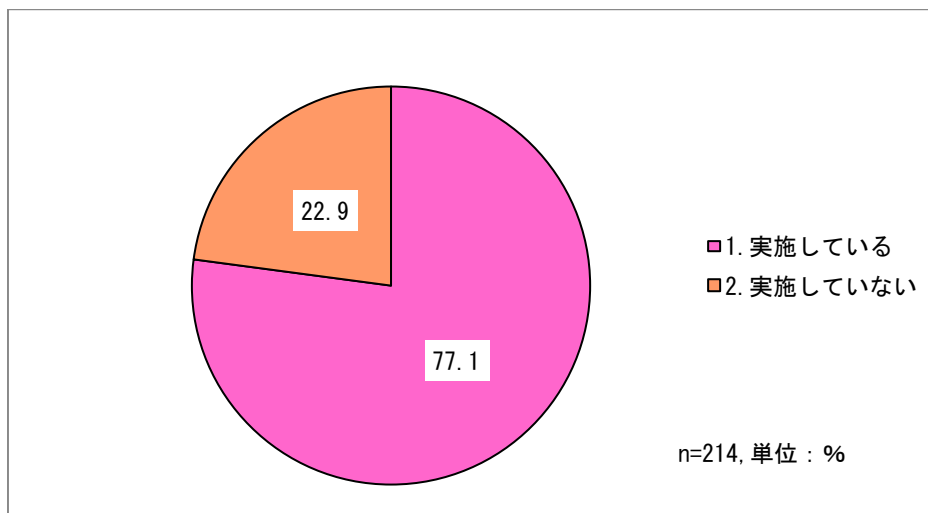
図表 35：終了計画の目標達成状況



2. 終了計画の評価の実施状況

終了計画の目標の達成状況等について、評価を実施しているかを尋ねたところ、「1. 実施している」が77.1%を占め、「2. 実施していない」が22.9%となっている。

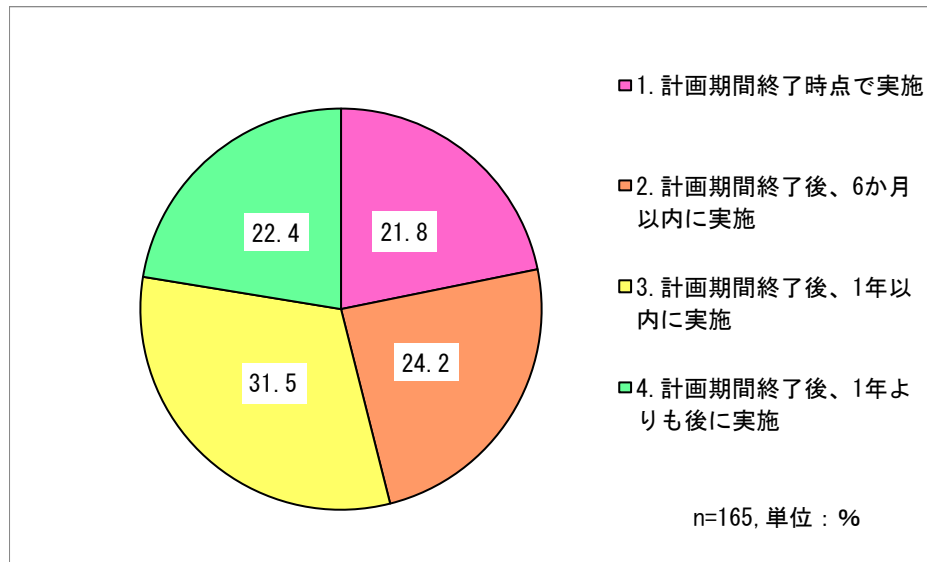
図表 36：終了計画の評価の実施状況



3. 終了計画の評価の実施時期

「2. 終了計画の評価の実施状況」において、評価を実施していると回答した計画に対して、評価の実施時期を尋ねたところ、「1. 計画期間終了時点で実施」が21.8%、「2. 計画期間終了後、6か月以内に実施」が24.2%、「3. 計画期間終了後、1年以内に実施」が31.5%、「4. 計画期間終了後、1年よりも後に実施」が22.4%と、ほぼ4分されている。

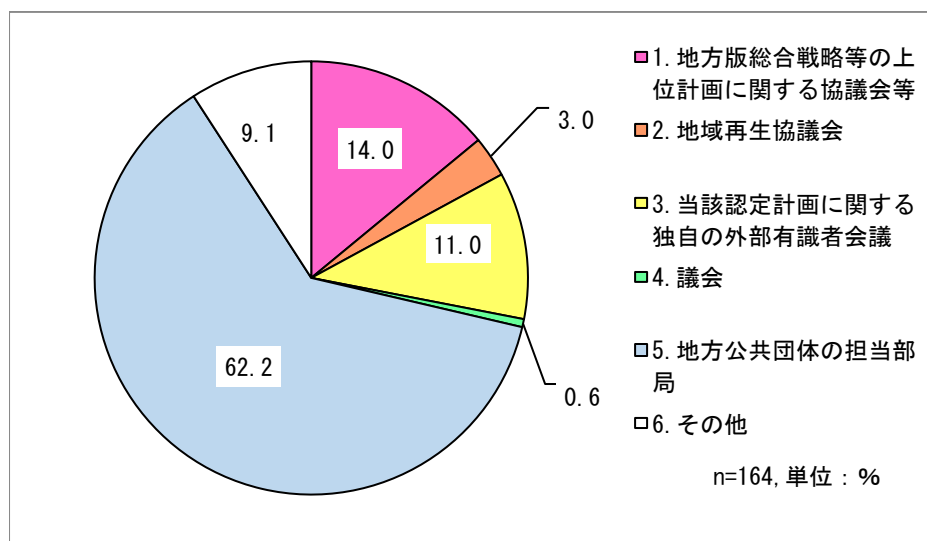
図表 37：終了計画の評価の実施時期



4. 終了計画の評価の実施主体

評価を実施した団体に対し、評価を行った主体について尋ねたところ、「5. 地方公共団体の担当部局」が62.2%と過半数を占め、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が14.0%、「3. 当該認定計画に関する独自の外部有識者会議」が11.0%で続いている。

図表 38：終了計画の評価の実施主体

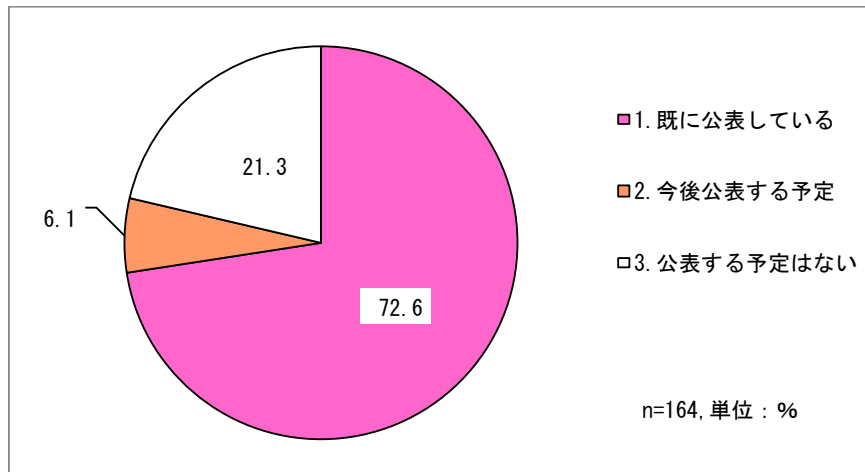


「5. その他」の具体的には、以下のような記述があった。
有識者からなる協議体の外部評価

5. 終了計画の評価の公表状況

評価を実施した団体に対し、評価の公表状況について尋ねたところ、「1. 既に公表している」が72.6%と大半を占め、「2. 今後公表する予定」が6.1%となっている。一方、21.3%が「3. 公表する予定はない」としている。

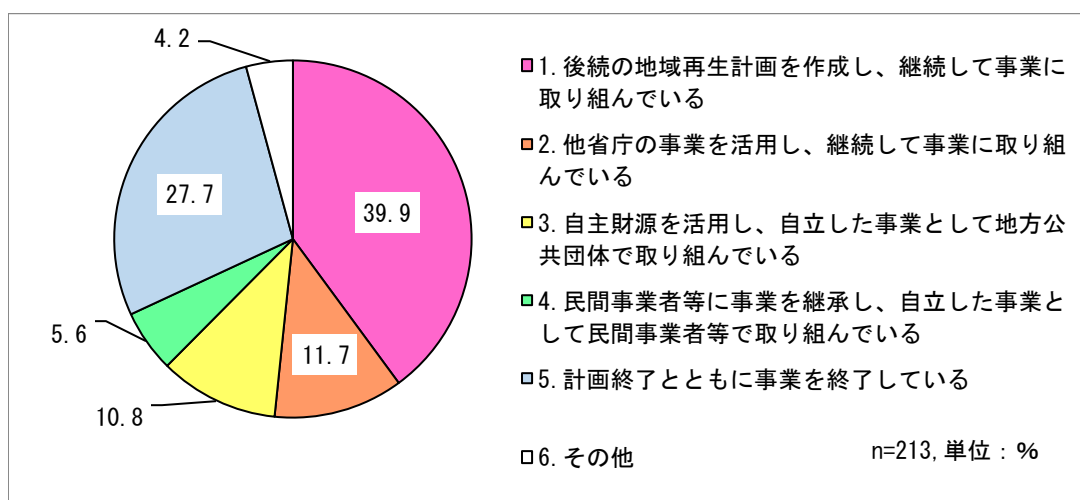
図表 39：終了計画の評価の公表状況



6. 終了計画の計画期間終了後の取組

終了計画に記載の事業について、計画期間終了後にどのように取り組んでいるかについて尋ねたところ、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が39.9%と最も多く、「5. 計画終了とともに事業を終了している」が27.7%で、「2. 他省庁の事業を活用し、継続して事業に取り組んでいる」団体が11.7%、「3. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」が10.8%などとなっている。

図表 40：終了計画の計画期間終了後の取組



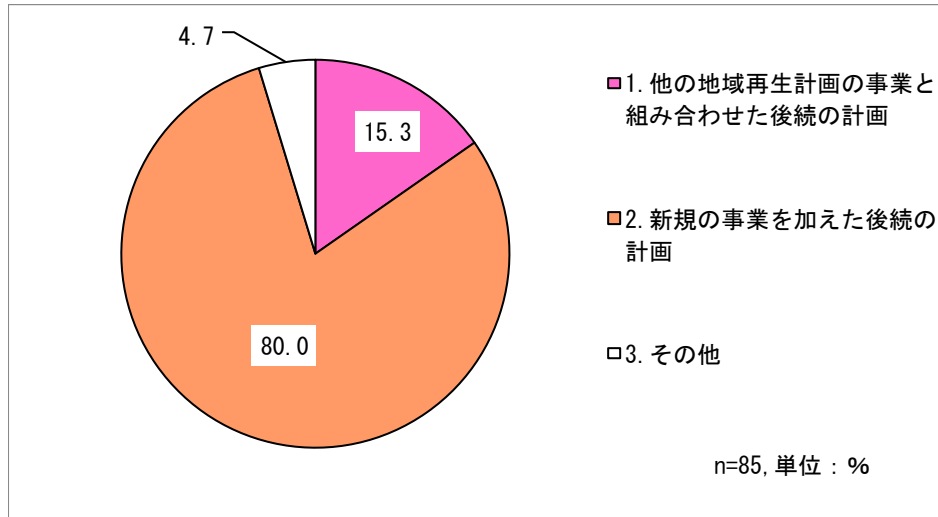
「その他」の具体的には、以下のような記述があった。

- ・ 平成22年から国観光統計の基準が統一されたことに伴い、当初設定した目標値に類似する数値を参考にしながら評価を行っている。
- ・ 産学官で構成する協議会において、引き続き取り組んでいる。
支援措置によらない独自の取り組みを継続して取り組んでいる。

7. 終了計画の後続の地域再生計画の作成（予定）状況

後続の地域再生計画を作成している場合、どのような計画を作成したか(する予定か)については、「2. 新規の事業を加えた後続の計画」が80.0%を占め、「1. 他の地域再生計画の事業と組み合わせた後続の計画」は15.3%、「3. その他」が4.8%となっている。

図表 41：後続の地域再生計画の作成（予定）状況



「3. その他」の具体的には、以下のような記述があった。

- ・ 地域未来投資促進法に基づく基本計画など、各種計画に発展的に継承

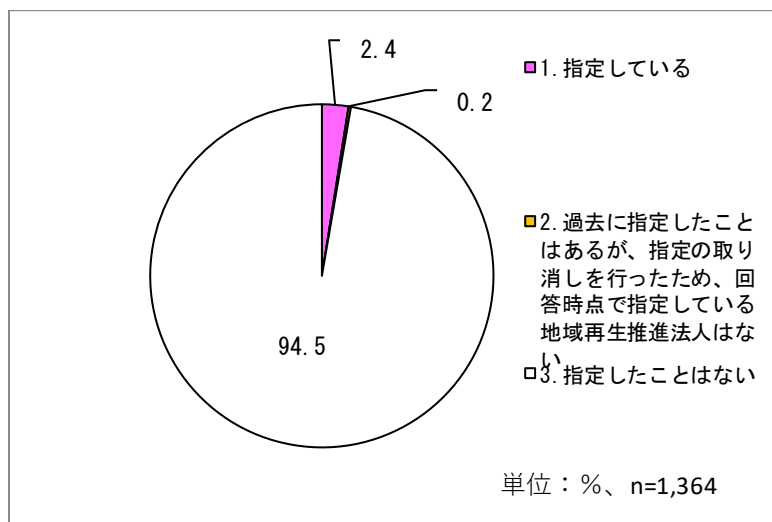
IV. 認定団体に関する調査

1. 地域再生推進法人について

(1) 地域再生推進法人の指定状況

認定団体に対し、地域再生推進法人の指定状況について尋ねたところ、「指定している」団体は2.4%、「指定していない」団体が94.5%となっている。

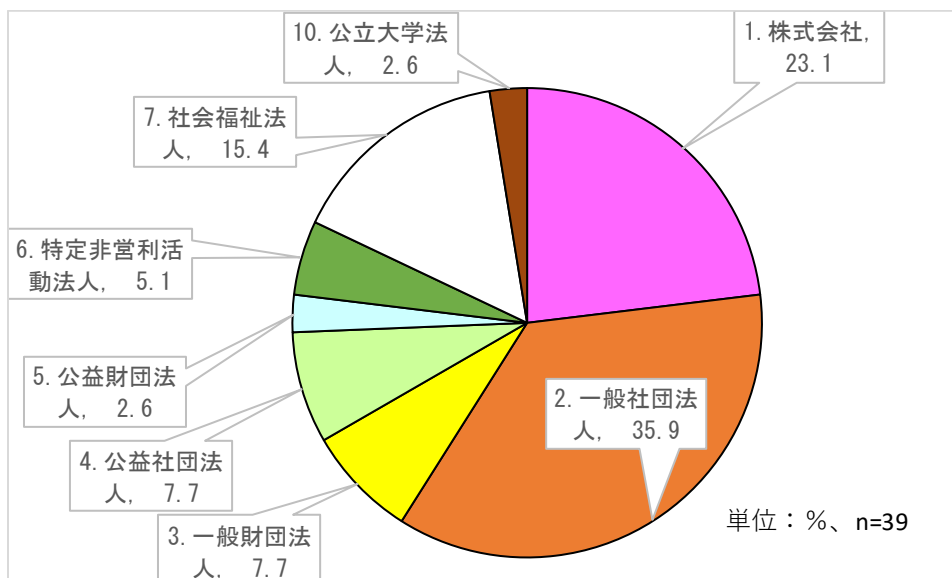
図表 42：地域再生推進法人の指定状況



(2) 地域再生推進法人の法人格

地域再生推進法人を設置している団体に対し、地域再生推進法人の法人格の種類について尋ねたところ、「一般社団法人」が35.9%と最も多く、「株式会社」が23.1%「社会福祉法人」が15.4%で続いている。

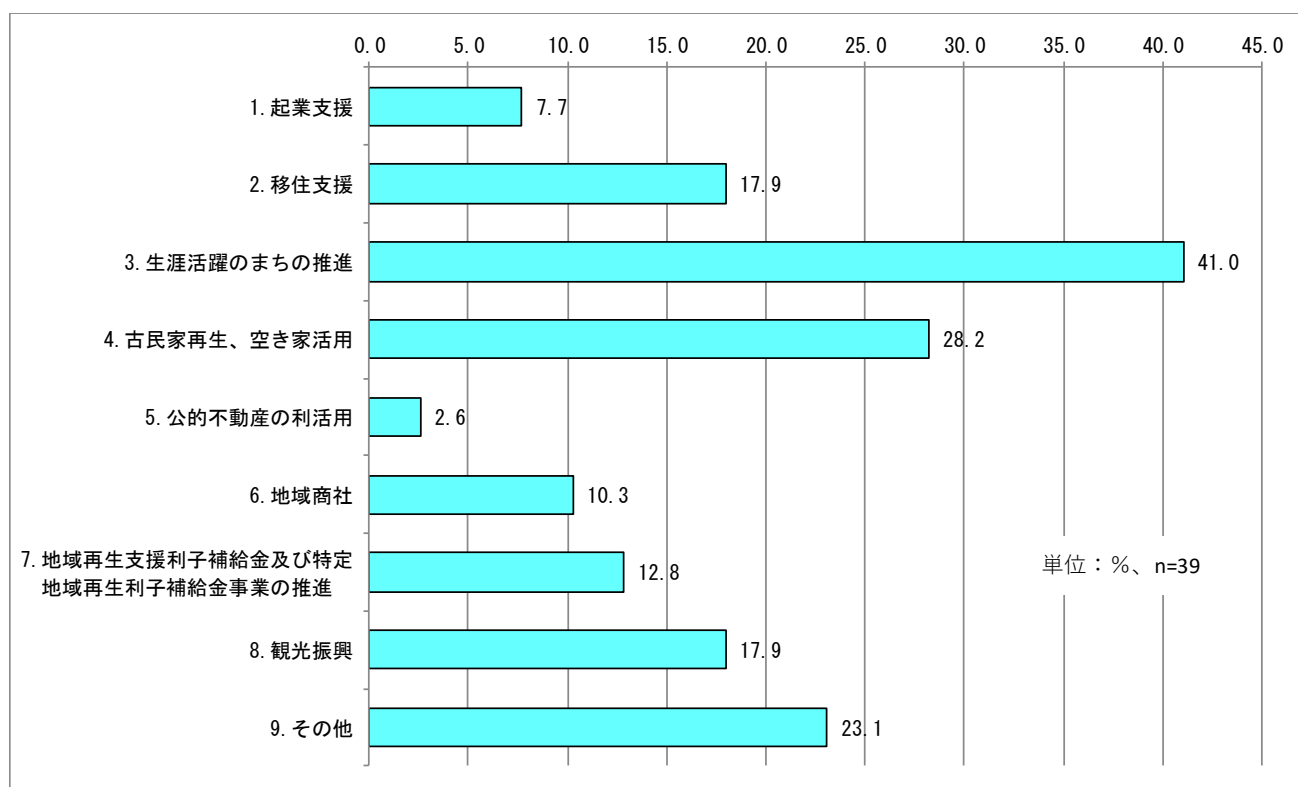
図表 43：地域再生推進法人の法人格



(3) 地域再生推進法人の事業概要

地域再生推進法人を設置している団体に、地域再生推進法人の事業概要について尋ねたところ、「3. 生涯活躍のまちの推進」が41.0%で最も多く、「4. 古民家再生、空き家活用」が28.2%、「2. 移住支援」と「8. 観光振興」が17.9%ずつで続いている。

図表 44：地域再生推進法人の事業概要



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下のような記述があった。

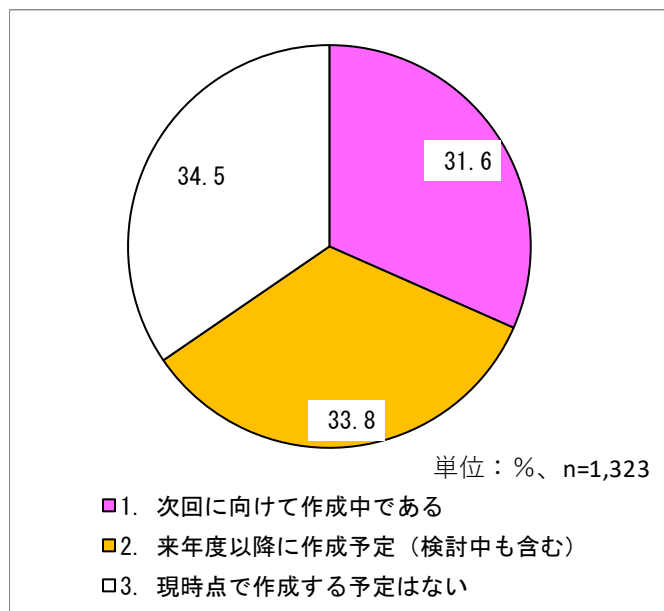
- ・ 産業の活性化
- ・ 雇用創出

2. 今後の地域再生計画の作成について

(1) 今後の地域再生計画作成の予定

認定団体に対し、地域再生計画作成の予定について尋ねたところ、「次回に向けて作成中である」が31.6%、「来年度以降に作成予定（検討中も含む）」が33.8%、「現時点で作成する予定はない」が34.5%と、ほぼ3分されている。

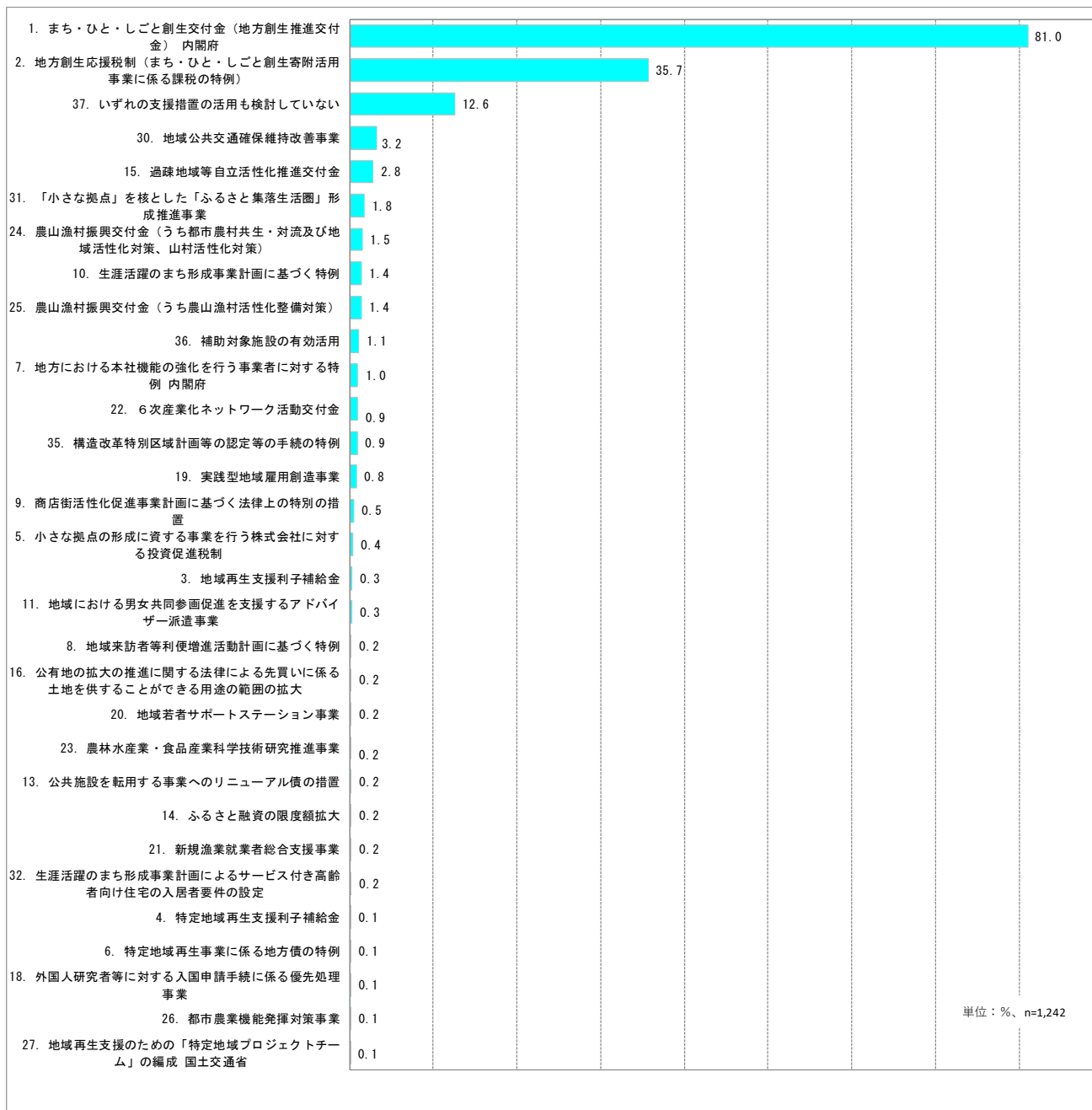
図表 45：今後の地域再生計画作成の予定



(2) 今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置

認定団体に対し、今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置について尋ねたところ、「地方創生推進交付金」の活用が81.0%と最も多く、「地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例）」が35.7%で次いでいる。

図表 46：今後の地域再生計画作成において活用を考えている支援措置



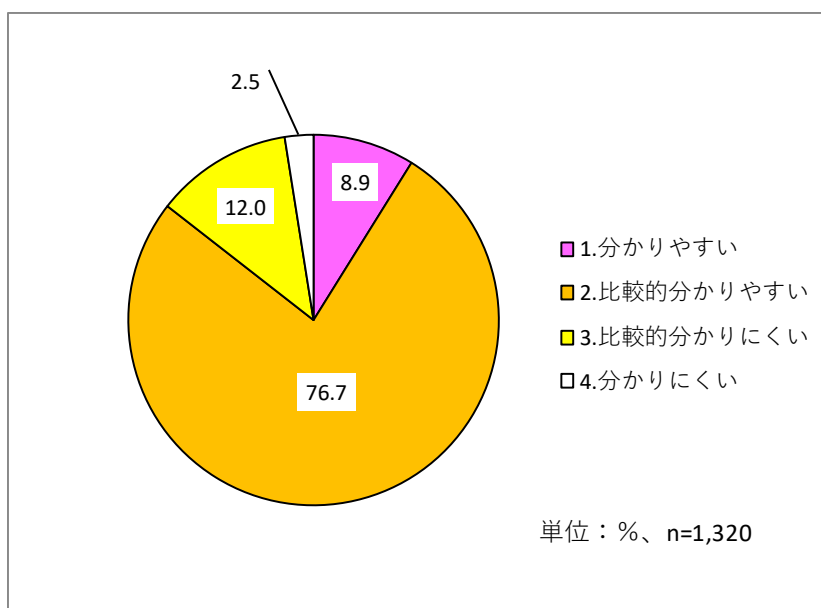
(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 地域再生計画認定申請マニュアルについて

① 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）のわかりやすさ

認定団体に対し、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）のわかりやすさについて尋ねたところ、「分かりやすい」が8.9%、「比較的分かりやすい」が76.7%となっており、概ね分かりやすいと感じられている。

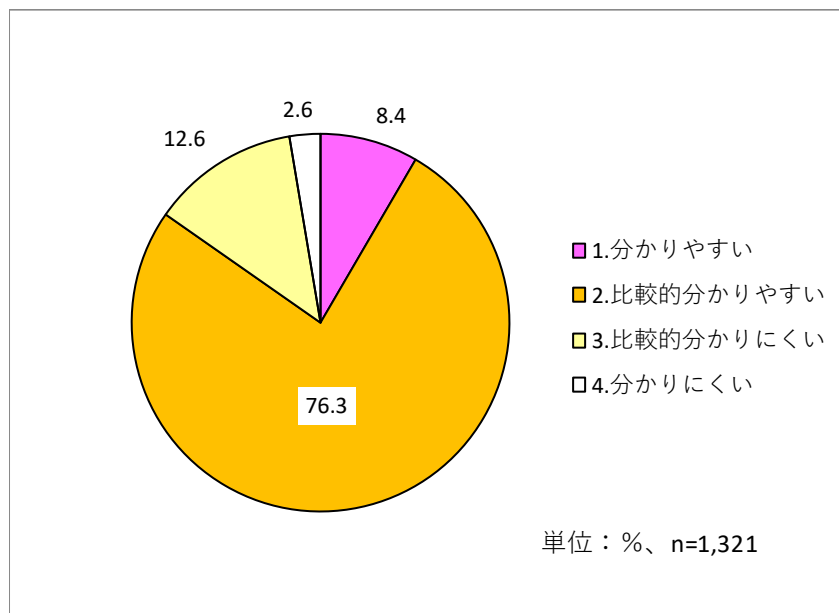
図表 47：地域再生計画認定申請マニュアル（総論）のわかりやすさ



② 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）のわかりやすさ

認定団体に対し、マニュアル（各論）のわかりやすさについて尋ねたところ、「分かりやすい」が8.4%、「比較的分かりやすい」が76.3%となっており、概ね分かりやすいと感じられている。

図表 48：地域再生計画認定申請マニュアル（各論）のわかりやすさ



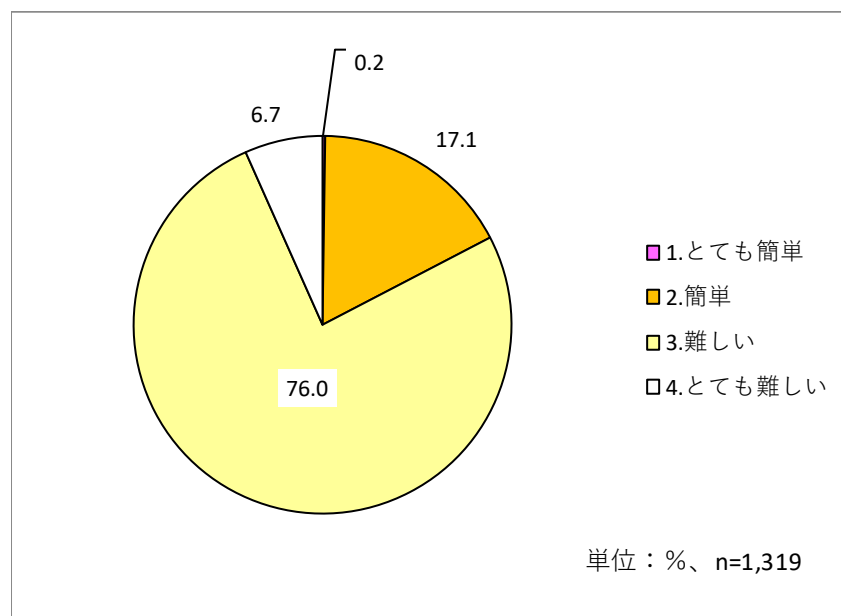
認定団体に対し、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）の分かりにくい点や要望について尋ねたところ、次のような記述があった。

- ・ 後々に見返す分には十分活用できるが、実際の申請時は、ごく短期間でマニュアルも含め、数百ページにわたる資料を読み込む必要があり、結果として十分に活用できないことが多い。
- ・ ページ数が多く、負担感を感じる。
- ・ 図を使用するなど、視覚的に分かりやすくして欲しい。
- ・ 作成作業にあたって、実務的に留意すべき事項をまとめた概要版（抜粋版）があれば助かる。
- ・ 変更申請手続きの具体的な手続きや記載方法を記載してもらいたい。
- ・ 作成上留意すべき点やQ&A集があると良い。

(4) 地域再生計画作成の難易度

認定団体に対し、地域再生計画作成の難易度について尋ねたところ、「とても難しい」と「難しい」を合わせると82.7%となっており、難しく感じている団体が多くなっている。

図表 49：地域再生計画作成の難易度



(5) 地域再生制度全般への意見・要望

認定団体に対し、地域再生制度全般への意見・要望について尋ねたところ、主な記述としては以下のような記述があった。

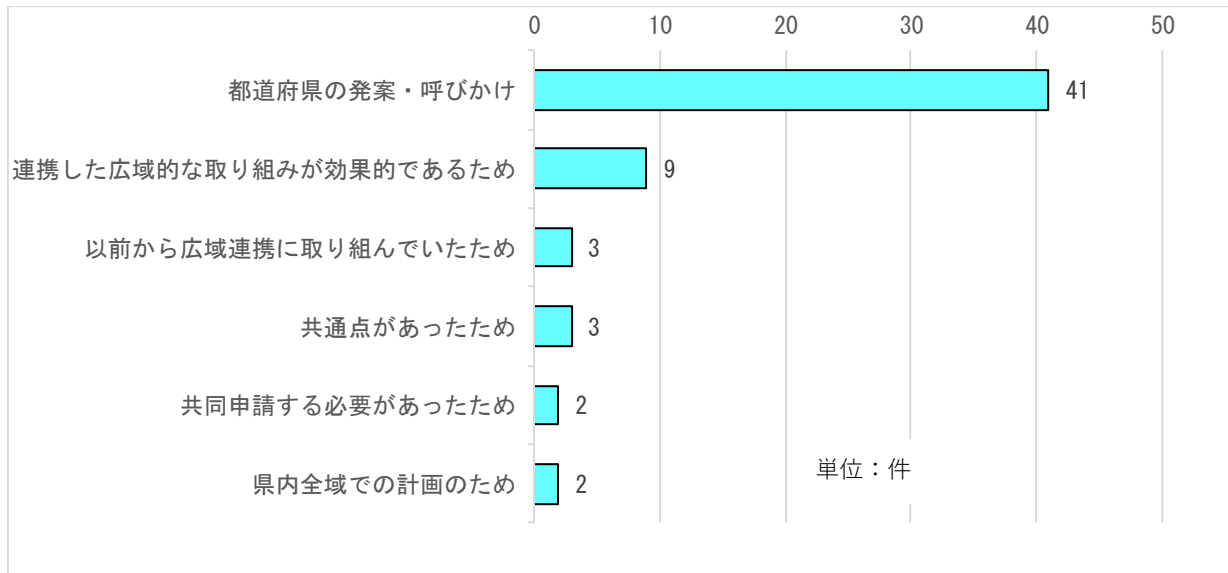
- ・ 事務負担の軽減を図ってほしい。
- ・ 現状及びニーズの分析、目的に対するKPIの設定に苦慮した。
- ・ 受付回数が少ない。
- ・ 申請期間が短い。
- ・ 総合戦略一本にするなどにより効率化してほしい。
- ・ 計画の進行管理や成果評価及びそれに付随する調査の負担感がある。

V. 単独計画未作成団体に関する調査

1. 共同申請による認定地域再生計画に参画するに至った経緯・理由等

単独計画未作成団体に対し、共同申請による認定地域再生計画に参画するに至った経緯・理由等を尋ねたところ、主な内容としては以下のような記述があった。

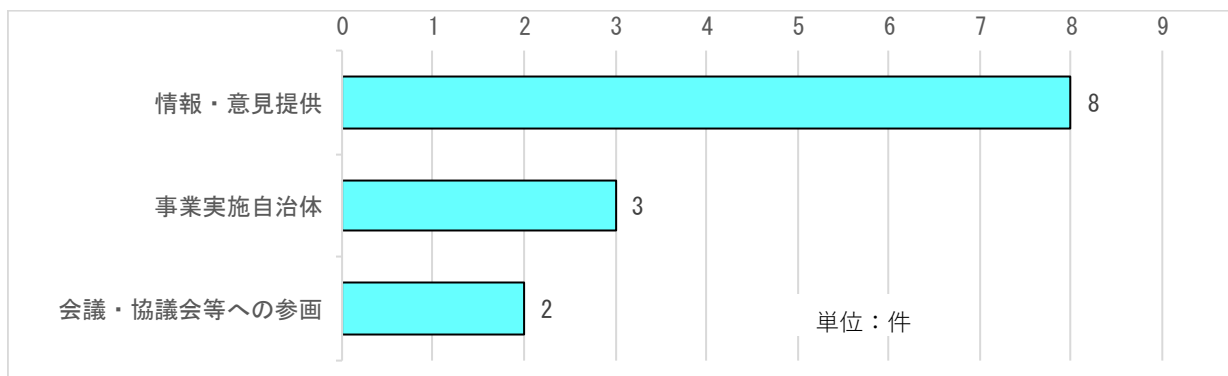
図表 50：共同申請による認定地域再生計画に参画するに至った主な経緯・理由等



2. 共同申請による認定地域再生計画の事業構想の立案時における役割

単独計画未作成団体に対し、地域再生計画の事業構想の立案時における役割を尋ねたところ、主な内容としては以下のような記述があった。

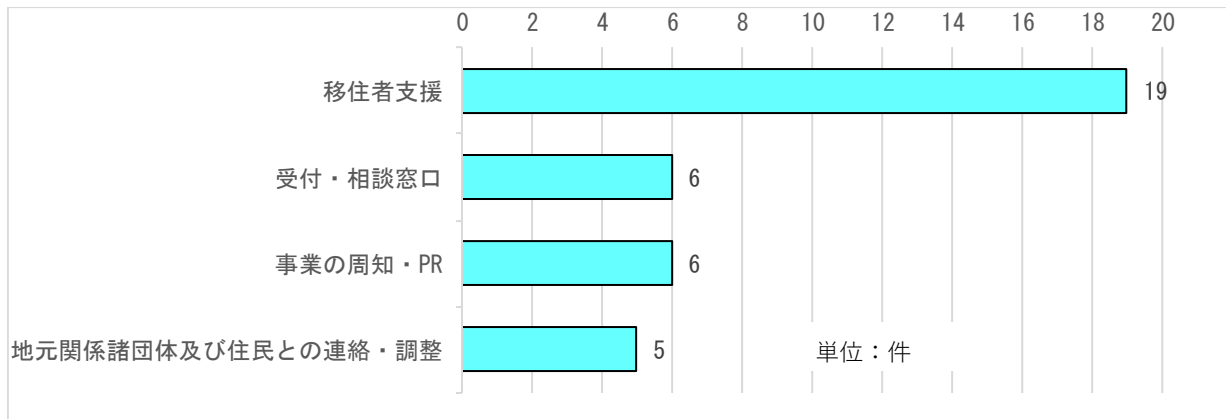
図表 51：共同申請による認定地域再生計画の事業構想の立案時における主な役割



3. 共同申請による認定地域再生計画の事業実施における役割

単独計画未作成団体に対し、当該地域再生計画の事業実施における役割を尋ねたところ、主な内容としては以下のような記述があった。

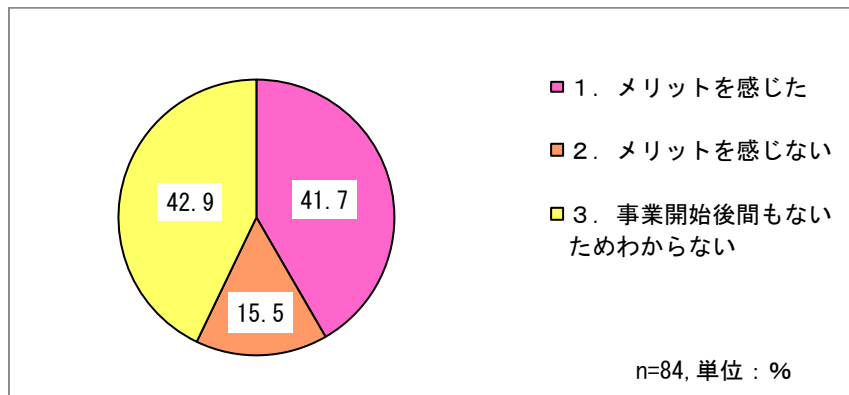
図表 52：共同申請による認定地域再生計画の事業実施における役割



4. 共同申請による認定地域再生計画の事業を行ったことによるメリット

単独計画未作成団体に対し、当該地域再生計画の事業を行ったことによるメリットを感じたかどうか尋ねたところ、「メリットを感じた」が41.7%あり、「メリットを感じない」は15.5%であった。また、「事業開始後間もないためわからない」が42.9%あった。

図表 53：地域再生計画の事業を行ったことによるメリット



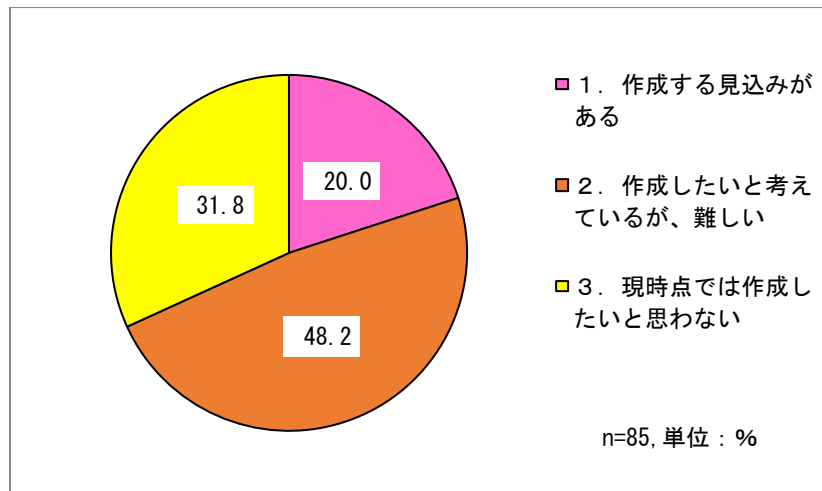
「メリット」の主な内容としては、以下のような記述があった。

- ・ スケールメリットの享受：5件
- ・ 財源の確保：5件
- ・ 事務作業の軽減：4件
- ・ 他の施策への上乗せによる事業の充実：2件
- ・ 広域的な情報共有・発信：2件

5. 今後、単独で地域再生計画を作成する見込み

今後、単独で地域再生計画を作成する見込みについて尋ねたところ、「作成する見込みがある」は20.0%である。一方、「作成したいと考えているが、難しい」が48.2%と半数近くとなっている。

図表 54：今後、単独で地域再生計画を作成する見込み



6. 単独で地域再生計画を「作成する見込みがある」計画の概要

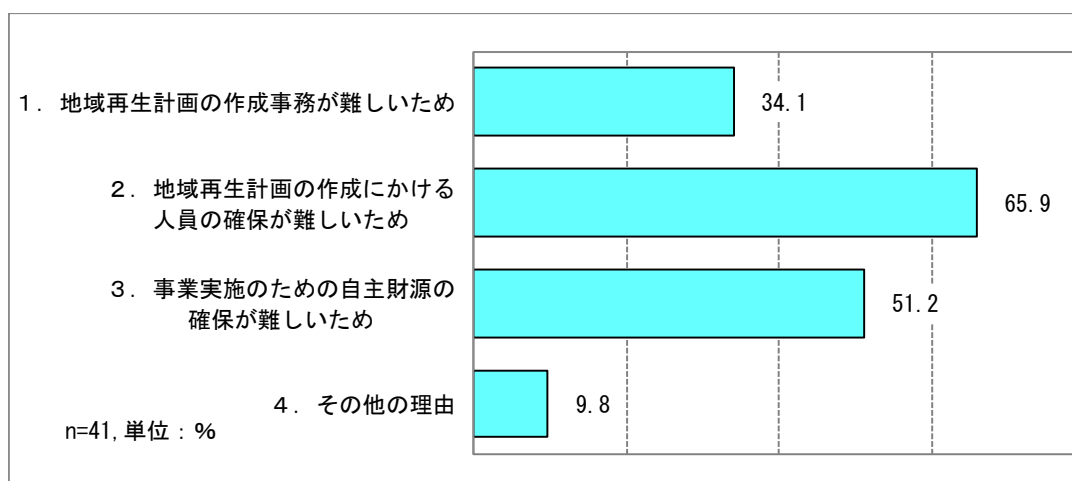
単独で地域再生計画を「作成する見込みがある」計画の概要の主なものとしては、次のようなものがあった。

- ・ 企業版ふるさと納税を活用した事業
- ・ 特産品開発と市内周遊性向上を核とした観光・産業活性化
- ・ 地域の中と外をつなぐ組織の設立
- ・ 男女共同参画社会の推進
- ・ 地域振興の観光拠点づくり

7. 単独で地域再生計画を「作成する見込みがない」理由

単独で地域再生計画を「作成する見込みがない」理由としては、「地域再生計画の作成にかかる人員の確保が難しいため」が65.9%で最も多く、「事業実施のための自主財源の確保が難しいため」が51.2%、「地域再生計画の作成事務が難しいため」は34.1%となっている。

図表 55：単独で地域再生計画を「作成する見込みがない」理由



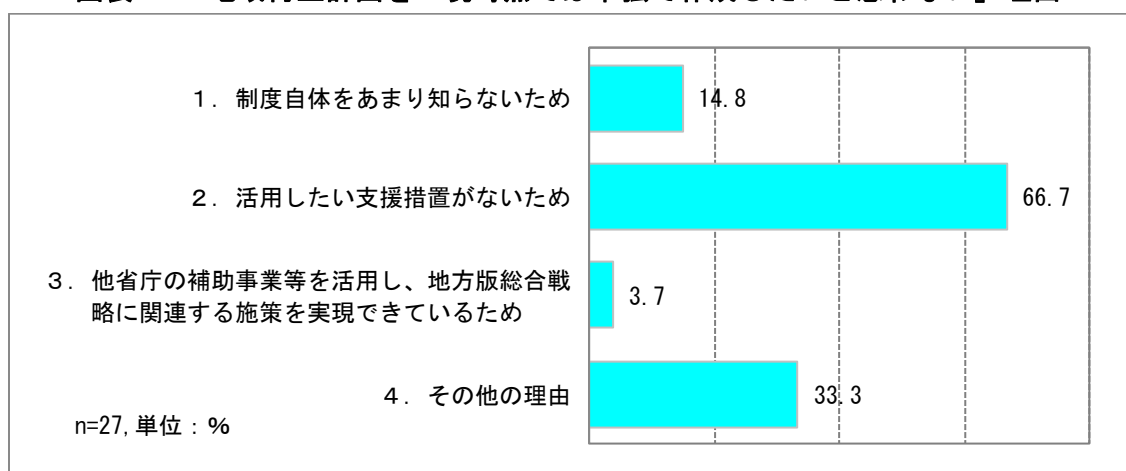
「その他の理由」の主な内容としては、次のようなものがあった。

- ・ 地域再生計画の要件に当てはめることが難しい
- ・ 地域再生計画を作成した上での支援措置メニューと町の施策や課題が適合しにくい
- ・ 事業実施の目途が立っていない

8. 地域再生計画を「現時点では単独で作成したいと思わない」理由

地域再生計画を「現時点では単独で作成したいと思わない」理由としては、「活用したい支援措置がないため」が66.7%で最も多く、「制度自体をあまり知らないため」が14.8%、「他省庁の補助事業等を活用し、地方版総合戦略に関連する施策を実現できている」が3.7%となっている。

図表 56：地域再生計画を「現時点では単独で作成したいと思わない」理由



「その他の理由」の主なものとしては、次のようなものがあった。

- ・ 広域での効果の方が大きい
- ・ 財政上厳しいため
- ・ 後年度に財政措置のある起債を充当したほうが財源的にも経費的にもメリットがあるため
- ・ 現時点では計画の必要性を感じないため